

# 官報

号外 昭和三十四年十二月十六日

## 第三十三回 衆議院會議録 第十九号

昭和三十四年十二月十六日(水曜日)

議事日程 第十七号

昭和三十四年十二月十六日

午後一時開議

第一 炭鉱離職者臨時措置法案

(内閣提出)

第二 日本放送協会昭和三十三年

度財産目録、貸借対照表及び損

益計算書

第三 郵政省設置法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第四 酒税の保全及び酒類業組合

等に関する法律の一部を改正す

る法律案(第三十一回国会、内

閣提出)(参議院送付)

第五 医師等の免許及び試験の特

例に関する法律等の一部を改正

する法律案(田中正巳君外八名

提出)

第六 クリーニング業法の一部を

改正する法律案(第三十一回国

会、大石武一君外九名提出)

○本日の會議に付した案件

漁港審議会委員任命につき同意を  
求めるの件

鉄道建設審議会委員任命につき同  
意を求めるの件

市町村立学校職員給与負担法の一  
部を改正する法律案(本院提出)

(参議院回付)

日程第一 炭鉱離職者臨時措置法

案(内閣提出)

日程第五 医師等の免許及び試験

の特例に関する法律等の一部を

改正する法律案(田中正巳君外

八名提出)

日程第六 クリーニング業法の一

部を改正する法律案(第三十一

回国会、大石武一君外九名提

出)

日程第二 日本放送協会昭和三十

二年度財産目録、貸借対照表及

び損益計算書

日程第三 郵政省設置法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

日程第四 酒税の保全及び酒類業

組合等に関する法律の一部を改

正する法律案(第三十一回国会、

内閣提出)(参議院送付)

蘭糸価格の安定に関する臨時措置

法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

新安保条約草案における在日米軍

の域外出動の取扱ひに関する緊

急質問(田中稔男君提出)

国連軍と安保改訂との関係に關す

る緊急質問(内海清君提出)

午後一時四十八分開議

○議長(加藤謙五郎君) これより會議  
を開きます。

○議長(加藤謙五郎君) 松村謙三君か

ら、去る十月二十六日の表彰決議に対

し、発言を求められております。この

際、これを許します。松村謙三君。

〔松村謙三君登壇〕

○松村謙三君 先般、本會議におかれ

まして、私が勤続二十五年のために決

議をもって御表彰を賜りました。ま

ことに感激にたえません。(拍手)ちょ

うと当時外遊中でございまして、ごあ

いさつを申す機会がおくれまして、た

だいま、はなはだおくれはせでござい

ますけれども、深甚なる感謝のござい

さつを申し述べさせていただきますとい

思うのでございます。(拍手)

私がこの二十五年の月日を今日まで

どうかこうかやって参りましたのは、

ひとえに先輩、同僚、各位の御厚誼、

それと、長い選挙区の清い支援のため

のものでございまして、往時を顧みて、

ほんとうに感謝の言葉もないわけでご

ざいます。(拍手)

私が議會へ初めて出ましたのは昭和

三年でございまして、顧みますれば、

三十幾年の以前でございます。ちよう

ど時が日本の政治の繁忙期へ入ったの

でございまして、世は、非常時に、戦

争に、その間、力が足りませんで、国

が終戦のあの姿に陥りますことを議會

人として阻止することができなかった

ことは、まことにざんきの至りでござ

いました。終戦後、追放にあひ、七年

の後、再び議會に列することを得まし

て、何とか、さきの力の足らなかつた

ことを、公のために償いたいと思つて

今日まで参りましたが、まことに微力

でありまして、何ら貢献することがで

きなかつたことは、申しわけないこと

であります。それにもかかわらず、こ

のように本會議の決議をもって御表彰

を賜りました。ほんとうに心から

感謝感激にたえぬのでございます。

(拍手)

この上、國會におります限り、微力

を議會政治の正しい発展のために尽く

したいと思つてございます。(拍手)

どうか、これまでにもまして一そうの

御厚誼を賜りますことをお願い申し

上げまして、私の深甚なるごあいさつ

とする次第でございます。(拍手)

漁港審議会委員任命につき同意を

求めるの件

○議長(加藤謙五郎君) お諮りいたし

ます。

内閣から、漁港審議会委員に小田賢

郎君、鮫島茂君、井出正孝君、齋藤静脩

君、原裕思君、室崎勝造君、佐野寅雄

君及び清淵熊雄君を任命したので、

漁港法第九条第一項の規定により本院

の同意を得たいとの申し出がありま

す。

す。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

鉄道建設審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(加藤鐵五郎君) 次に、内閣から、鉄道建設審議会委員に佐藤博夫君、鈴木清秀君、今里廣記君、關桂三君、楠見義男君、酒井春之助君、今野源八郎君及び平山復二郎君を任命したので、鉄道敷設法第六条第二項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) お諮りいたします。参議院から、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(本院提出)

(参議院回付)

○議長(加藤鐵五郎君) お諮りいたします。参議院から、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年十二月十一日

参議院議長 松野 傳平

衆議院議長 加藤鐵五郎君

(本及び一)は参議院修正

市町村立学校職員給与負担法の

一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特別区を含む。以下同じ。」を「特別区を含む。」に改める。

第二条中「市町村立高等学校で、」を「市町村(政令で指定する市町村を除く)立高等学校で、」に改める。

〇地方自治法第二百五十二条の十九第を「市町村(政令で指定する市町村を除く)立高等学校で、」に改める。

〇地方自治法第二百五十二条の十九第を「市町村(政令で指定する市町村を除く)立高等学校で、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 改正後の市町村立学校職員給与負担法第二条の政令による市町村の指定の際、現に当該指定された十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市

市町村(以下「指定市町村」という。)の設置する高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制課程」という。)を置くもの(以下「定時制高等学校」という。)の職員である者のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項又は第五十八条第一項の規定に基き任命されている校長(定時制課程のほか通常の課程を置く高等学校の校長を除く。以下この項において同じ。)又は定時制課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下「附則第二項に規定する定時制課程の校長等」という。)は、別に辞令を発せられなければならないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師(以下「定時制課程の校長等」という。)となつたものとする。

3 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、当該指定市町村の校長等であつて、当該指定市町村に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該附則第二項に規定する定時制課程の校長等に係る当該指定市町村の事業に係る懲戒処分に関し、は、なお、従前の例による。この場合において、当該指定後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定市町村の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4 この法律の施行 指定市町村の指定前に附則第二項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利な処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関し、は、なお、従前の例による。

5 この法律の施行 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等(臨時時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。)の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第三項の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該

6 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選任によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定市町村は、都道府県の退職手当を受けない者の当該指定市町村の退職手当について、その者の当該指定の日附の附則第二項に規定する定時制課程の校長等としての在職期間(当該在職期間に接統する在職期間であつて当該都道府県の退職手当を受けるべきものを含む。)を当該指定の日以後の当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

7 指定市町村は、当該指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

8 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

9 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

10 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

11 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

12 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

13 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

14 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

15 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

16 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

17 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

18 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

19 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

20 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

21 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

22 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

23 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

24 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

25 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

26 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

27 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

28 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

29 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

30 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

31 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

32 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

33 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

34 この法律の施行 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時

制高等学校の定時制課程の校長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（以下「都道府県職員」という。）又は恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員若しくは同法同条に規定する公務員とみなされる者としての当該指定の日前の在職期間を当該指定市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該指定市町村を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合においては、当該都道府県は、政令の定めるところにより、その者の指定市町村の退職年金条例の適用を受ける職員（以下「指定市町村職員」という。）としての当該指定の日以後の引き続き在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

9 都道府県又は指定市町村は、それぞれ、政令の定めるところによ

り、都道府県職員又は指定市町村職員としての在職期間が前二項の規定により指定市町村又は都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、指定市町村の指定に伴う都道府県の教育委員会から指定市町村の教育委員会への事務引継その他指定市町村の指定に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

11 附則第二項に規定する政令の改廃により指定市町村が指定市町村でなくなつた場合において、定時制高等学校の定時制課程の校長等が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となつたことに伴い必要な経過措置は、附則第二項から附則第九項までの規定及び前項の政令の規定に準じて、政令で定める。

12<sup>11</sup>（地方交付税法の一部改正）  
地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表の上欄の高

中「定時制の課程の市町村立の高等学校」を「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第二十条の政令で指定する市町村以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校」に改める。

第十三条第九項中（昭和二十二年法律第六十七号）を削る。

○議長（加藤謙五郎君） 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（加藤謙五郎君） 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 炭鉱離職者臨時措置法案（内閣提出）

日程第五 医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律案（田中正巳君外八名提出）

日程第六 クリーニング業法の一部を改正する法律案（第三十一回国会、大石武一君外九名提出）

○天野公義君 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一ととも、日程第五及び第六を繰り上げ、三

案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（加藤謙五郎君） 天野君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（加藤謙五郎君） 御異議なしと認めます。よつて、日程の順序は変更せられました。

日程第一、炭鉱離職者臨時措置法案、日程第五、医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第六、クリーニング業法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

炭鉱離職者臨時措置法案

右 国会に提出する。

昭和三十四年十一月十四日  
内閣総理大臣 岸 信介

炭鉱離職者臨時措置法  
目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 職業紹介等（第三条・第六條）

第三章 炭鉱離職者援護会

第一節 総則（第七條・第十二條）

第二節 役員及び職員（第十三條・第二十二條）

第三節 業務（第二十三條・第二十五條）

第四節 財務及び会計（第二十六條・第三十五條）

第五節 監督（第三十六條・第三十七條）

第六節 補則（第三十八條・第三十九條）

第四章 雑則（第四十條・第四十條）

第五章 罰則（第四十五條・第四十九條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、炭鉱離職者が一定の地域において多数発生している現状にかんがみ、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び職業訓練の実施、再就職に関する援護その他の措置を講ずることにより、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の作業に従事する労働者をいう。

2 この法律で「炭鉱離職者」とは、離職した炭鉱労働者であつて、現に失業しているか、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

3 この法律で「鉱業権者」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者をいう。

## 第二章 職業紹介等

### (職業紹介)

第三条 労働大臣は、多数の炭鉱離職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの炭鉱離職者がその地域においては職業に就くことが困難であると認める場合には、炭鉱離職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

### (炭鉱離職者緊急就労対策事業)

第四条 労働大臣は、前条の措置によつてもなお職業に就くことができない炭鉱離職者に対して暫定的に就労する機会を与えることを目的として、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成するものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聞くものとする。

3 地方公共団体又はその長が第一項の計画に基いて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業に要する費用については、国は、当該事業に要する費用についての国の負担又は補助に関する他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める算定基準に従い、その五分の四を補助するものとする。

第一項の計画に基いて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業においては、公共職業安定所の紹介により、労働大臣が同項の計画で定める炭鉱離職者の数以上の炭鉱離職者を使用しなければならない。

### (職業訓練)

第五条 労働大臣は、炭鉱離職者が炭鉱労働者以外の職業に就くことを容易にするため、必要な職業訓練の実施に関し特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る一般職業訓練所における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第三十四条第一項の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

### (炭鉱離職者の優先雇用)

第六条 鉱業権者は、炭鉱労働者の雇入れについては、炭鉱離職者を

雇い入れるようにしなければならない。

2 鉱業権者は、炭鉱労働者を募集する場合に、公共職業安定所に求人申込をしなければならぬ。ただし、炭鉱離職者のみを雇い入れようとする場合は、この限りでない。

## 第三章 炭鉱離職者援護会

### 第一節 総則

#### (目的)

第七条 炭鉱離職者援護会は、炭鉱離職者に対して再就職及び生活の安定に関する援護を行うことを目的とする。

#### (法人格)

第八条 炭鉱離職者援護会(以下「援護会」という。)は、法人とする。

#### (事務所)

第九条 援護会は、主たる事務所を東京部に置く。

2 援護会は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

#### (登記)

第十条 援護会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でな

ければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

#### (名称使用の制限)

第十一条 援護会でない者は、炭鉱離職者援護会という名称を用いてはならない。

#### (民法の準用)

第十二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、援護会について準用する。

### 第二節 役員及び職員

#### (役員)

第十三条 援護会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

#### (役員の職務及び権限)

第十四条 理事長は、援護会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して援護会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、援護会の業務を監査する。

#### (役員の任命及び任期)

第十五条 理事長及び監事は、労働

大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。

4 役員は、再任されることができる。

#### (役員の欠格条項)

第十六条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

#### (役員解任)

第十七条 労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員・職員禁止)

第十八条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十九条 援護会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が援護会を代表する。

(代理人の選任)

第二十条 理事長は、理事又は援護会の職員のうちから、援護会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十一条 援護会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十二条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第三節 業務

(業務の範囲)

第二十三条 援護会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域からその他の地域に移住する炭鉱離職者に対して移住資金を支給すること。

二 職業訓練を受ける炭鉱離職者に対して手当を支給すること。

三 職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設を設置すること。

四 炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して労働者用の宿舍を貸与すること。

五 炭鉱離職者に対して、再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと。

六 求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関して炭鉱離職者に協力すること。

七 独立して事業を行おうとする炭鉱離職者に対して生業資金の借入のあっせんを行うこと。

八 炭鉱離職者に対して生活の指導を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、第七条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 前項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務は、次の各号に該当する炭鉱離職者に対して行うものとする。

一 当該離職がその者の責に帰すべき重大な事由又はその者の都合によるものでないこと。

二 当該離職の日が昭和三十年九月一日以降の日であること。

三 昭和二十九年九月一日以降において一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること。

四 この法律の施行後において新たに安定した職業に就いたことのないこと。

五 この法律の施行の際現に、炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住している地域に住所を有すること。

3 援護会は、第一項第十号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の運営)

第二十四条 援護会は、炭鉱離職者の発生の状態その他の雇用状況を考慮して、援護の必要の大きい地域について重点的に業務を行うものとする。

2 援護会の業務は、前項の規定によるほか、炭鉱労働者としての経歴、離職の原因、離職後の生活の状態その他の事情を考慮して行うものとする。

(業務方法書)

第二十五条 援護会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 移住資金の支給基準及び支給方法

二 職業訓練を受ける炭鉱離職者に対する手当の支給基準及び支給方法

三 職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設の運営方法

四 労働者用の宿舍の貸与条件

五 その他通商産業省令、労働省令で定める事項

### 第四節 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 援護会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算の認可)

第二十七条 援護会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十八条 援護会は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十九条 援護会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 援護会は、前項の規定により財務諸表を労働大臣及び通商産業大臣に提出するときは、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(短期借入金)

第三十条 援護会は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を受けることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 援護会は、業務上の余裕金については、銀行その他労働大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分制限)

第三十二条 援護会は、通商産業省

令、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第三十三条 国は、予算の範囲内において、援護会に対し、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

(援護会の費用)

第三十四条 援護会は、前条の規定による国の補助金及び石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十四年法律第五十六号)第三十六条の二の規定による交付金のほか、寄附金その他の収入をもつてその業務に必要な費用に充てる。

(省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、援護会の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令、労働省令で定める。

第五節 監督

(監督)

第三十六条 援護会は、労働大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 労働大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があ

ると認めるときは、援護会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十七条 労働大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、援護会に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に援護会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六節 補則

(解散)

第三十八条 援護会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十九条 労働大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十三条第三項、第二十五条第一項、第二十七条、第三十

条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。

二 第二十五条第二項第五号、第三十二条又は第三十五条の通商産業省令、労働省令を定めようとするとき。

三 第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

第四章 雑則

(鉱業権者の報告)

第四十条 鉱業権者は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対して、定期的に、炭鉱労働者の雇用の状況を報告しなければならない。

(連絡及び協力)

第四十一条 公共職業安定所及び援護会は、炭鉱離職者の再就職を促進し、その他この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(共済組合の組合員期間の特例)

第四十二条 援護会の設立の際現に国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条の国家公務員共済組合(以下「組合」という。)の組合員(同法の長期給付に関する規定の適用を受けない者、同法第二百二十五条の規定の適

用を受ける者及びその退職により同法による退職年金を受けることができる者を除く。以下「組合員」という。)である者が退職し、引き続き援護会の役員又は職員となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、援護会の役員又は職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。)の同法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職(以下「転出」という。)に関しては、同法の長期給付は、行わない。ただし、その申出をした者(以下「復帰希望組合員」という。)が引き続き援護会の役員又は職員として在職しなくなつたとき(引き続き復帰したときを除く。)は、当該長期給付を行う。

2 復帰希望組合員が転出した後引き続き援護会の役員又は職員として在職し、引き続き復帰したときは、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、当該援護会の役員又は職員

であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。この場合において、同法第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給(組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。）」とする。

#### 第四十三条 国家公務員共済組合法

第六章(短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。)の規定は、復帰希望組合員及び援護会について準用する。この場合において、同法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「援護会の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「援護会の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「援護会」とする。

2 復帰希望組合員が前条第一項ただし書の規定に該当するに至つたときは、その組合又は国家公務員共済組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望組合員及び援護会に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

(移住資金等を受ける権利)

#### 第四十四条 移住資金又は第二十三条第一項第二号の手当の支給を受けることとなつた炭鉱離職者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押えることができない。

第五節 罰則

#### 第四十五条 第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

には、その違反行為をした援護会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第四十条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

援護会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可または承認を受けなかつたとき。

二 第十条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による労働大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第四十九条 第十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (援護会の設立)

第二条 労働大臣及び通商産業大臣は、援護会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、援護会の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、援護会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、援護会の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 援護会は、設立の登記をすることによつて成立する。

#### (経過規定)

第五条 この法律の施行の際現に炭鉱離職者援護会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。この場合において、第十一条の規定は、当該期間

内は、これらの者には適用しない。

#### (最初の事業年度の特例)

第六条 援護会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第七条 援護会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七条中「事業年度開始前」とあるのは、「援護会の成立後遅滞なく」とする。

#### (登録税法の改正)

第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本労働協会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を、「日本労働協会法」の下に、「炭鉱離職者臨時措置法」を加える。

第十九条第二十七号ノ二の次に次の一号を加える。

二十七ノ三 炭鉱離職者援護会  
ガ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の改正)

第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ十一ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ五 炭鉱離職者援護会が炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第一号乃至第九号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三号第一項第十号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

(法人税法の改正)

第十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

(地方税法の改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十二 炭鉱離職者援護会が炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第 号)第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十九 炭鉱離職者援護会が炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(労働省設置法の改正)

第十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第 号)に基いて、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成し、及び炭鉱離職者援護会に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第十条第一項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 炭鉱離職者緊急就労対策事業に関すること。

四の四 炭鉱離職者援護会の監督に関すること。

第十条第一項第八号中「及び職業訓練法」を、「職業訓練法及び炭鉱離職者臨時措置法」に改め、同条第二項中「前項第四号に掲げる事務及び」を「前項第四号及び第四号の三に掲げる事務並びに」に改め、同条第三項中「及び同項第八号」を「並びに同項第八号」に改め、「職業訓練法の施行」の下に「及び炭鉱離職者に対する職業訓練」を加える。

(地方公務員法の改正)

第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第六号中「及び公共事業」を「若しくは公共事業又は炭鉱離職者緊急就労対策事業に改め、失業者」の下に「又は炭鉱離職者」を加える。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の改正)

第十五条 石炭鉱業合理化臨時措置法の、一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 炭鉱離職者援護会(以下「援護会」という。)に対する交付金の交付

第二十六条第二項に次の一号を加える。

六 援護会に対する交付金の交付の時期及び方法

第三十六条の次に次の一条を加える。

(援護会に対する交付金)

第三十六条の二 事業団は、援護会に対し、その業務に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、通商産業大臣が定める額の交付金を交付しなければならない。

(廃止)

第十六条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

理 由

炭鉱離職者が多数発生している現状にかんがみ、それらの職業及び生活の安定に資するため、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び必要な職業訓練を実施するとともに、炭鉱離職者援護会を設立して再就職等に関する援護を行わせることとし、その組織、業務、財務その他所要の事項を

定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十四年十二月四日

提出者

田中 正巳 大石 武一

大坪 保雄 八田 貞義

藤本 捨助 小林 進

五島 虎雄 滝井 義高

堤 ツルヨ

賛成者 池田 清志外二十九名

医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律

(医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部改正)

第一条 医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第三条の二中「昭和三十四年」を「昭和三十五年」に改める。

(医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部改正)

第二条 医師国家試験予備試験及び

歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「昭和三十四年」を「昭和三十五年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

医師及び歯科医師の免許及び試験並びに医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格に關し特例を認める期限をさらに一年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

クリーニング業法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十四年三月二十日

提出者

大石 武一 長谷川 保  
大坪 保雄 國田 直  
田中 正巳 八田 貞義  
藤本 捨助 小林 進  
五島 虎雄 滝井 義高

賛成者

小川 半次外二十九名

クリーニング業法の一部を改正する法律

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公衆衛生」を「主として公衆衛生」に改める。

第三条第二項中「左に掲げる措置」

を「前項に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え、同条同項を同条第三項とする。

四 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいふ。）で築造され、これに適當なこう配と排水口が設けられていること

第三条第一項の次に次の一項を加える。

2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも一台備えなければならぬ。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。

第四条中「常時五人以上の従事者

を使用するクリーニング所」を「クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）」に改める。

第五条第一項中「前条の規定により置いたを削る。

第十六条中「一千元」を「二千元」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後のクリーニング業法（以下「新法」という。）

第三条第二項の規定は、この法律の施行の際現に開設されている洗たく物の洗たくをするクリーニング所については、この法律の施行の日から起算して二年間は、適用しない。

3 新法第三条第三項第四号の規定は、この法律の施行の際現に開設されている洗たく物の洗たくをするクリーニング所の洗場については、この法律の施行の日から起算して一年間は、適用しない。

4 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第四条本文中「クリーニング所」とあるのは、「常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所」と読み替えるものとする。

時五人以上の従事者を使用するクリーニング所」と読み替えるものとする。

理 由

クリーニング業法の施行状況にかんがみ、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に業務用の機械として洗たく機及び脱水機を少くとも一台備えなければならぬこととするとともに、クリーニング所には、洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除き、すべてクリーニング師を置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（加藤 五郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員長永山忠則君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔永山忠則君登壇〕

○永山忠則君 ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法案、医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律案及びクリーニング業法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の結果、経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、炭鉱離職者臨時措置法案について申し上げます。

御承知のごとく、石炭産業は、近時、エネルギー消費事情の変化に伴い、深刻なる不況に見舞われているのであります。その結果、石炭企業業の合理化の促進に伴い、関係地域における炭鉱労働者の離職者数は急増の一途をたどり、しかも、地下労働たる特殊事情によって他に再就職することが困難であるため、一部の地域に滞留し、その生活はきわめて悲惨な状態にあるのでございます。かかる現状にかんがみまして、炭鉱離職者の職業と生活の安定に資するため特別の措置を講じようとするのが、本法案の目的であります。

次に、本案のおもなる内容について申し上げます。まず第一は、労働大臣は、多数炭鉱離職者が居住している地域以外の地域において、それらの者が職業につくことを促進するために広域職業紹介の計画を作成し、その計画に基づいて必要な措置を講ずることとあります。

第二は、就職できない炭鉱離職者に対して暫定的に就労する機会を与えるため、その多数発生している地域において炭鉱離職者緊急就労対策事業を計

画実施し、国はこの事業に対し高率の国庫補助を行なうこととあります。

第三は、炭鉱離職者の職業訓練について特別の措置を講ずることとし、一般職業訓練所における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法の規定による経費負担のほかに、予算の範囲内において経費の一部を負担することであり、第四は、鉱業権者が新規に炭鉱労働者の雇入れをする場合には、炭鉱離職者を優先的に雇入れれるようにしなければならないこととしておるのであります。

第五は、炭鉱離職者の再就職等に關し必要な援助を行なわせるため、炭鉱離職者援護会を設立することとあります。その業務内容は、移住資金の支給、職業訓練受講者に対する手当の支給、寄宿舎の設置等の援助、炭鉱離職者を雇用する雇用主に対する労働者用宿舍の貸与、職業講習の実施、その他、求職活動に關する協力、生業資金の借り入れあっせん、生活指導等であります。この援護会の経費は、国の補助金及び石炭整備事業団からの交付金のほか、寄付金をもってこれに充て、その監督は労働大臣及び通商産業大臣が行なうこととなっております。

なお、本法は、その目的にかんがみ、施行後五年以内に廃止することとなっておるのであります。

本案は、十一月十四日本委員会に付託せられ、同十八日労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、通商産業大臣の出席を求めて数回にわたり慎重なる審査を行なつたのであります。その間、十二月二日には、国民経済研究協合理事長稲葉秀三君外七名を参考人としてその意見を聴取し、同三日には商工委員会との連合審査会を開き、また四日は、特に岸内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行なつた次第であります。これらの質疑応答はきわめて真剣に行なわれたのであります。詳細については会議録によつて御承知願ひたいと思ひます。

かくて、四日の委員会において質疑を終了し、採決に入りましたところ、全会一致、原案通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

なお、本案について、自由民主党、日本社会党及び社会クラブの共同提案にかかる次の附帯決議を付すべき旨の動議が提出せられ、自由民主党の大坪委員より趣旨の説明がございました。朗読いたします。

炭鉱離職者臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、炭鉱離職者臨時措置法案の実施に當り、左の諸点に留意すべきものとする。

一 一般職業訓練所の運営費については、その負担割合を引き上げるよう努力すること。

二 炭鉱離職者援護会に労使その他関係各方面の代表者よりなる運営協議会を設けること。

三 生業資金の借入に係る債務の保証については、できるだけすみやかに成案を得るよう努力すること。

四 炭鉱離職者緊急就労対策事業については、その効果の実施を行ひ得るようこれが改善を図ること。

かくて、本動議について採決を行なひましたところ、全会一致をもって附帯決議を付することに決した次第でございます。

次に、医師等の免許及び試験の特例に關する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、医師または歯科医師になるためには、それぞれの国家試験に合格しなければならぬのであります。終戦前に、朝鮮、満州、樺太等において、その地の制度によつて免許を得て開業していた者で、終戦により日本に引き揚げた人々につきましては、医師等の免許及び試験の特例に關する法律により、選考または特別試験により免許を得る措置が講じられております。また、昭和二十八年二月以前に引き揚

げた者と、終戦前、満州方面向けの医師の養成を目的として内地に設けられた医学校を卒業した者等につきましては、医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律によつて、国家試験予備試験の受験資格が与られております。

しかるに、この画法律による特例措置は昭和三十四年末をもって期限が切れるのであります。これらの該当者は現在なお若干名ありますので、今回、これらの措置を一年間延長して、医師または歯科医師となり得る道を開き、将来に希望を持たせようとするのが、本法案提出の理由であります。

本法案は、十二月五日本委員会に付託され、同月九日提出者田中正巳君より提案理由の説明を聴取した後、翌十日、質疑を終了し、直ちに採決を行なひましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十五年、本法の制定に伴ひまして、各都道府県においても、それぞれ所要の条例、規則が制定せられ、公衆衛生の向上に寄与して参つたのであります。従来における本法の実施状況にかんがみ、今回さらに所要の改正を行ない、環境衛生の向上をはかり

とするのが、本法案提出の理由であります。

次に、本法案のおもなる内容について申し上げます。第一に、従来クリーニング師を置く義務は、常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所に限られておつたのであります。最近における各種化学繊維製品の急速な発達等を考慮するとともに、かつ、公衆衛生上遺憾なきを期するため、今後二カ年を期して、すべてのクリーニング所にクリーニング師を必置しなければならないこととしたこととあります。

第二は、ネズミ、蚊等の発生を防止するため、洗ひ場の床は、コンクリート、タイル等、不透水性材料をもつて築造し、かつ、適当な勾配と排水口を今後一カ年を期して設けなければならないこととしたこととあります。

第三は、最近における高温洗剤の普及等に伴ひ、従業者の手指、健康の保全等をはかるため、今後二カ年を期して業務用の洗たく機と脱水機を少なくとも一台備えなければならないことといたしましたこと等とあります。

本案は、第三十一回国会以降継続審査となつておりましたが、本国会においては、十一月二十八日審議に入り、十二月十日質疑を終了し、採決を行なひましたところ、本案は全会一致原案

の通り可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案について、自由民主党、日本社会党及び社会クラブの共同提案にかかる次の附帯決議を付すべき動議が提出せられ、自由民主党中山マサ委員よりの趣旨の説明がございました。朗読いたします。

附帯決議  
政府は、本改正法の円滑なる実施を図るため、次の事項について、す

明書  
日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説

内閣総理大臣 殿

日本放送協会昭和三十三年度貸借対照表等の回付について  
日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了し右書類を回付する。  
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

一、昭和三十三年度財産目録  
財産目録

昭和三十三年三月三十一日現在

| 科 目    | 内 容       |         | 要 要 | 金 額           | 合 計 |
|--------|-----------|---------|-----|---------------|-----|
|        | 摘 要       | 要 要     |     |               |     |
| (資産の部) | 流動資産      |         |     |               |     |
|        | 現金預金      |         |     |               |     |
|        | 現 金       | 小口現金を含む |     | 一、三五六、八二九、九三七 |     |
|        | 銀行預金      |         |     | 一〇、四七五、一一三    |     |
|        | 振替貯金      |         |     | 八、九八七、二九七     |     |
|        | 受信料未収金    |         |     | 四、四一九、〇〇〇     |     |
|        | ラジオ受信料未収金 |         |     | 一、四〇六、七〇三、五   |     |
|        |           |         |     | 六、一八五、八三五     |     |

みやかに適切な措置を講ずべきである。

一、洗たく機、脱水機その他本改正正に伴う施設の整備を行うこととなる場合、当該業者の必要なる資金につき、金融措置等ができるだけ円滑に行われるよう配慮すること。

二、新たにクリーニング師の資格を取得せんとする既存業者に対しては、講習その他適切な指導を行

い庶業等のやむなきに至る者の生じないよう配慮すること。

かくて、本動議について採決を行ないましたところ、全会一致をもって附帯決議を付することに決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(加藤録五郎君) 三案を一括して採決いたします。

異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○議長(加藤録五郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書  
○議長(加藤録五郎君) 日程第二、日本放送協会昭和三十三年度財産目録、

貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書  
右  
国会に提出する。

昭和三十三年三月四日  
内閣総理大臣 岸 信介

その他の流動資産

|               |                      |             |  |
|---------------|----------------------|-------------|--|
| 未収金           | 国際放送関係政府交付金外         | 四、七五七、三三九   |  |
| 有価証券          | 電話公債                 | 一、三六三、〇〇〇   |  |
| 差入保証金         | 建物賃借保証金              | 六、六八六、六三二   |  |
| 差入保証有価証券      | 後納郵便料保証金代用有価証券       | 三、三〇〇、〇〇〇   |  |
| 保管有価証券        | 集金委託保証預り証券           | 二、一四〇、〇〇〇   |  |
| 自動車損害賠償支払準備資産 | 自動車損害賠償準備金の引当資産      | 三、〇〇〇、〇〇〇   |  |
| 仮払金           | 諸立替払金外               | 三、八七八、三三〇   |  |
| 未収受信料欠損引当金    | ラジオ受信料未収金の徴収不能見越額    | △ 九、〇〇〇、〇〇〇 |  |
| テレビジョン受信料未収金  | テレビジョン受信料未収金の徴収不能見越額 | △ 四、七五八、八〇〇 |  |
| 未収受信料欠損引当金    | テレビジョン受信料未収金の徴収不能見越額 | △ 三、〇〇〇、〇〇〇 |  |
| 委託修理業務用物品     | 放送受信用機器修理業務用物品       | 七、七三三、三六六   |  |
| 貯蔵品           | 事務用備品消耗品外            | 二、〇一〇、〇〇〇   |  |
| 前払費用          | 前払借入金利息              | 六、六八三、八八四   |  |
|               |                      | 二、八五二、九六二   |  |

六

[illegible]

| 長期借入金         |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| テレビジョン関係放送債券  | 1,016,000,000 | 2,633,650,000 |
| ラジオ関係長期借入金    | 1,269,000,000 |               |
| テレビジョン関係長期借入金 | 2,536,000,000 |               |
| 第一銀行外         |               |               |
| 日本勧業銀行外       |               |               |
| 負債合計          |               | 5,438,650,000 |

二、昭和三十三年三十一日現在  
貸借対照表

昭和三十三年三十一日現在

| 借方 (科目)     | 金額 (部)        | 金額 (額)         |
|-------------|---------------|----------------|
| 流動資産        |               |                |
| 現金預金        | 1,881,858,850 | 9,407,755,825  |
| 受信料未収金      | 1,300,000,000 | 6,128,583,850  |
| 未収受信料欠損引当金  | △             | 7,731,330      |
| 委託修理業務用物品   |               | 10,107,000     |
| 貯蔵品         |               | 6,683,880      |
| 前払費用        |               | 2,851,961,711  |
| その他の流動資産    |               | 1,356,819,937  |
| 流動資産合計      |               | 21,849,068,353 |
| 固定資産        |               |                |
| 建物          | 4,181,692,667 | 21,849,068,353 |
| 建物減価償却引当金   | △             | 2,556,173,417  |
| 構築物         | 1,147,311,000 |                |
| 構築物減価償却引当金  | △             | 821,556,633    |
| 機械          | 4,091,817,760 |                |
| 機械減価償却引当金   | △             | 2,356,633,050  |
| 器具什器        | 4,703,681,330 |                |
| 器具什器減価償却引当金 | △             | 902,521,860    |
| 土地          | 2,569,000,000 | 2,569,000,000  |
| 負債合計        |               | 21,849,068,353 |

| 貸方 (科目)     | 金額 (部)         | 金額 (額)         |
|-------------|----------------|----------------|
| 建設仮勘定       |                | 2,633,650,000  |
| 固定資産合計      |                | 21,849,068,353 |
| 特定資産        |                |                |
| 減価償却放資      |                | 9,407,755,825  |
| 繰延勘定        |                |                |
| 前払費用        |                | 2,851,961,711  |
| 放送債券発行差金    |                | 4,703,681,330  |
| 繰延勘定合計      |                | 7,731,330      |
| 流動負債        |                |                |
| 未払金         | 5,338,848,655  |                |
| 受信料前受金      | 2,783,400,000  |                |
| その他の流動負債    | 6,683,880      |                |
| 流動負債合計      | 8,726,132,535  |                |
| 固定負債        |                |                |
| 放送債券        | 2,000,000,000  |                |
| 長期借入金       | 2,633,650,000  |                |
| 固定負債合計      | 4,633,650,000  |                |
| 負債合計        | 13,359,782,535 |                |
| 資本 (資本の部)   |                |                |
| 固有資本        |                | 21,849,068,353 |
| 積立金         |                |                |
| ラジオ積立金      | 2,633,650,000  |                |
| テレビジョン繰越欠損金 | △              | 9,407,755,825  |
| 当期剰余金       | 1,737,011,620  |                |
| 当期ラジオ剰余金    | 4,555,276,260  |                |
| 当期テレビジョン剰余金 | 2,381,735,360  |                |
| 剰余金合計       | 8,774,063,240  |                |
| 資本合計        | 30,623,131,593 |                |
| 負債資本合計      | 30,623,131,593 |                |

昭和三十四年十二月十六日 衆議院会議録第十九号 日本放送協会昭和三十三年三十一日まで 昭和三十三年三十一日まで 貸借対照表及び損益計算書

二二八

### 三、昭和三十三年三十一日 損益計算書

昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三十一日まで

| (科目)   | (金額)        |
|--------|-------------|
| 事業収入   | 二〇七、〇六八、九四三 |
| 受取金    | 二六、八三七、〇〇〇  |
| 雑収入    | 一、五五五、八八九   |
| 事業収入合計 | 二三四、〇〇一、八四二 |
| 事業支出   | 九八、〇四六、九二一  |
| 減価償却費  | 六四、九七六、一四五  |
| 雑支出    | 三三、四九一、五二七  |
| 事業支出合計 | 一〇八、七四八、四四八 |

四、昭和三十三年三十一日 貸借対照表及び損益計算書に關する説明書  
昭和三十三年三十一日現在における固有資本は、三二億五、九一五、〇〇〇円、これに對し負債は、一〇二億七、二二一、〇〇〇円、資産は、五三億四、三三九、〇〇〇円、負債と固有資本を差引いた剰余金は、一六億一、一一八、〇〇〇円である。

このうち当期剰余金は六億九、三二五、〇〇〇円、その内訳はラジオ関係で四億五、五二八、〇〇〇円、テレビジョン関係で二億三、八二五、〇〇〇円である。

次に損益計算書では、ラジオ関係とテレビジョン関係とをあわせて、事業収入は一、三三七、〇〇〇、〇〇〇円、事業支出は一、三三〇、〇〇〇、〇〇〇円、差引当期剰余金は六億九、三二五、〇〇〇円となつて前年度の貸借対照表の当期剰余金と一致した。

次に財産目録と貸借対照表及び損益計算書の内容について説明する。

一、財産目録と貸借対照表  
これを資産の部、負債の部、資本の部の順にしたがい説明する。

(1) 資産の部  
当年度末の資産総額は、前年度末に比し、一、二億二、八二四、〇〇〇円の増で、一、〇二億七、二二一、〇〇〇円となつたが、その内容は次に示すとおりである。

○現金預金  
九億一、四七七、〇〇〇円  
手持資金八億二、〇〇一、〇〇〇円、ほか未償還放送債券関係(元本、利)九、三三六、〇〇〇円を含む。

○受取金未収金  
六、二一九、〇〇〇円  
これは当年度末の受取金未収額一億八、八一九、〇〇〇円から翌年度における徴収不能見込額一億二、六〇〇、〇〇〇円を欠損引当金(損益計算書の事業支出関係経費中に未収受取金欠損償却として

含まれている)として差引計上したものでその内訳は、ラジオ関係受取金未収金四、六六三、〇〇〇円、テレビジョン関係受取金未収金一、五五五、〇〇〇円である。

○委託修理業務用物品  
七、七三三、〇〇〇円  
これは放送法第九條第二項第七号により行つてゐる受信機の委託修理用部品のほか受信者への実費頒布用受信機等防止器の当年度末棚卸額である。

○貯蔵品  
二、〇一〇、〇〇〇円  
一般事務用備品、消耗品のほか、輸入フィルム輸入真空管等の当年度末棚卸額である。

○前払費用  
六、六八三、〇〇〇円  
長期借入金の前払利息のほか、スタジオ借料、前払図書雑誌等の未経過分で翌年度の費用となるものである。

○その他の流動資産  
二、八五一、九〇〇円  
これは主として電話公債、建物賃借保証金、国際放送関係政府交付金等の未収分である。

固定資産  
当年度末の固定資産は前年度末に比し、建設による増は一、七億三、八二二、〇〇〇円であるが、当年度減価償却引当金八億四、五七〇、〇〇〇円その他増減の結果八億七、二四〇、〇〇〇円となつた。前記建設による増は当年度建

| (科目)        | (金額)       |
|-------------|------------|
| 当期ラジオ剰余金    | 四、五三三、二六八  |
| 事業収入        | 二、三六六、三九〇  |
| 受取金         | 一、五五五、八八九  |
| 雑収入         | 一、五五五、八八九  |
| 事業収入合計      | 五、四八二、〇六八  |
| 事業支出        | 一、五八二、九二一  |
| 減価償却費       | 一、五八二、九二一  |
| 雑支出         | 三三、四九一、五二七 |
| 事業支出合計      | 三、四九六、八四九  |
| 事業支出合計      | 二、三六六、三九〇  |
| 当期テレビジョン剰余金 | 二、三六六、三九〇  |
| 当期剰余金       | 六、六四八、六五八  |

設計圖に基き、主として札幌局の一〇〇kw増力その他高知、尾道、津山、平外五局のラジオ関係放送所の増力工事、札幌放送会館及び大阪別館スタジオの建設、テレビジョン及びFM放送の実験研究用機械の購入、金沢、岡山、熊

本、鹿児島、長野外二カ所のテレビジョン放送所の建設、福岡テレビジョン放送所の増力工事、東京、大阪外六カ所の業務用宿舎(世帯寮)の建設等を実施したためでありその資産別内訳は次表のとおりである。

| 区分    | ラジオ関係施設     | テレビジョン関係施設  | 計             |
|-------|-------------|-------------|---------------|
| 土地    | 一〇億七千六百萬円   | 一億二千七百四十四万円 | 一億九千九百九十四万円   |
| 建物    | 三億六千九百九十九万円 | 三億一千九百九十九万円 | 六億八千九百九十八万円   |
| 構築物   | 五億二千六百一十一万円 | 三億八千九百九十九万円 | 九億一億六千六百一十万円  |
| 機械    | 一億四千二百五十八万円 | 八億九千九百九十九万円 | 一億三億三千二百五十七万円 |
| 器具什器  | 七千三百七十九万円   | 一億四千四百九十九万円 | 二億一億八千三百七十八万円 |
| 建設仮勘定 | 一億二千一百一十一万円 | 一億一千四百九十九万円 | 二億三千六百一十万円    |
| 計     | 六億四千四百五十六万円 | 一億八千四百九十九万円 | 八億二千九百五十五万円   |

(注一) 建物、構築物、機械、器具什器については、減価償却引当金を差引いた額である。

(注二) 建設仮勘定は主として福岡テレビジョン放送所の一〇kw増力、札幌放送会館の建設、高知局の一〇kw増力、松江局の局舎増築等の工事関係で当年度末においては未完成のものである。

#### ハ 特定資産(減価用放資)

これは放送法第四二条第三項によつて積立てた放送債券償還のための資金であるが償還が順調に進んで前年度末に比し、三三六〇万円の減で当年度末は四億九千二〇〇万円となつたものである。

#### ニ 繰延勘定

これらはすべて翌年度以降にわたり費用となるものであるがその計上額は前年度末に比し八六五万円の増で、六七

#### (2) 負債の部

当年度末の負債総額は前年度末に比し、五億三千三百八十八万円の増で、五億三千三百八十八万円の増で、五億三千三百八十八万円の増で、五億三千三百八十八万円の増である。

#### イ 流動負債

当年度末の流動負債は前年度末に比し、一億八千〇七万円の増で、五億九千三百七十六万円の増で、五億九千三百七十六万円の増で、五億九千三百七十六万円の増である。

#### ロ 固定負債

当年度末の固定負債は前年度末に比し、四億九千三百八十八万円の増で、四億九千三百八十八万円の増で、四億九千三百八十八万円の増である。

#### 三、損益計算書

これをラジオ関係、テレビジョン関係の順にしたがい説明する。

ラジオ関係においては事業収入一億三千三百七十三万五千円、事業支出は一億八千七百七十五万

集金委託の際の保証預り金等である。

度末に比し、四億二六三二万円の増で、四億二六三二万円の増で、四億二六三二万円の増である。

| 区分     | 三二年度末     | 三二年度中     | 三三年度末       | 備考                     |
|--------|-----------|-----------|-------------|------------------------|
| 放送債券   | 三億六千〇〇〇万円 | 二億六千〇〇〇万円 | 五億六千〇〇〇万円   | 増は新規発行、減は満期償還及び定時抽せん償還 |
| ラジオリン  | 八億六千〇〇〇万円 | 二億六千〇〇〇万円 | 一億二億六千〇〇〇万円 |                        |
| 計      | 三億六千〇〇〇万円 | 五億六千〇〇〇万円 | 一億二億六千〇〇〇万円 |                        |
| 長期借入金  | 三億六千〇〇〇万円 | 一億六千〇〇〇万円 | 三億六千〇〇〇万円   |                        |
| ラジオリン  | 三億六千〇〇〇万円 | 一億六千〇〇〇万円 | 三億六千〇〇〇万円   |                        |
| 銀行借入金  | 三億六千〇〇〇万円 | 一億六千〇〇〇万円 | 三億六千〇〇〇万円   |                        |
| 住宅公団融資 | 三億六千〇〇〇万円 | 一億六千〇〇〇万円 | 三億六千〇〇〇万円   |                        |
| テレビジョン | 三億六千〇〇〇万円 | 一億六千〇〇〇万円 | 三億六千〇〇〇万円   |                        |
| 計      | 三億六千〇〇〇万円 | 一億六千〇〇〇万円 | 三億六千〇〇〇万円   |                        |
| 固定負債合計 | 三億六千〇〇〇万円 | 一億六千〇〇〇万円 | 三億六千〇〇〇万円   |                        |

#### (3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は前年度末に比し、六億九千三百八十八万円の増で、四億九千三百八十八万円の増で、四億九千三百八十八万円の増である。

#### イ 固有資本

三億二億五九一五五万円これは前年度末と同額である。

#### ロ 剰余金

このうち積立金は、前年度末までの剰余金及び欠損金の累計であつてラジオ関係は積立金二六億五五五二万円、テレビジョン関係は繰越欠損金

昭和三十四年十二月十六日 衆議院會議録第十九号 日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

円となり差引当期剰余金は四億五五二八万円となつた。これを前年度決算と比較すれば、事業収入は五億四二九八万円の増、事業支出は六億三二四七万円の増となり、したがって当期剰余金は八八四九万円の減となつた。

次に事業収入及び事業支出の内容は次のとおりである。

イ 事業収入

事業収入の増は主として受信契約者の増に伴う受信料の増によるものであるが、その内容は次のとおりである。

○受信料

一〇億七〇六五万円  
前年度決算に比し、五億一八九二万円の増となつたが、これは受信者低普及地域の開発と事業の周知につとめるとともに受信者の早期契約締結運動を積極的に推進したためである。

即ち、有料受信者は当年度内において五四万増をあげ、当年度末一四〇二万となつた。

○交付金収入

一億一六八四万円  
これは国際放送交付金一億五三三万円、海外放送受信業務委託経費一一六万円等で前年度決算に比し、七二五万円の増となつた。

○雑収入

一億三九五四万円  
これは役務収入四六五

七万円、預金利息三四四一萬円のほか不用品処分代金、受信機委託修理工料等で前年度決算に比し、一六九三万円の増となつた。

ロ 事業支出

前記収入財源をもつて当年度事業運営計画に基き事業の

| 区 分   | 当年度決算     | 前年度決算比    |
|-------|-----------|-----------|
| 人件費   | 三六億六三九五万円 | 二億九一一一万円増 |
| 物件費   | 六二億二六五四万円 | 三億円増      |
| 事業費合計 | 九八億九〇四九万円 | 五億九一一〇万円増 |

即ち、これら事業費はいずれも教育、教養放送の拡充、報道、慰安番組ならびにローカル放送の内容充実、受信者へのサービスの強化、技術研究調査部門の強化、国際放送の拡充ならびに放送番組に関する世論調査と番組研究等を積極的に実施するとともに他方増収及び経費の節減により職員待遇改善を行つた成果である。

○減価償却費

六億四九七八万円  
これは建物、構築物、機械、器具什器の償却費で前年度決算に比し、七四五五万円の増となつた。

○関連経費

三億三一四九万円  
これは未収受信料欠損償却(受信料未収額のうち翌年度徴収不能見込額)九四

推進に積極的努力を払つたが、その内容は次のとおりである。

○事業費

九八億九〇四九万円  
これを人件費、物件費別に前年度決算と比較すれば次のとおりである。

(2) テレビジョン関係

テレビジョン関係においては事業収入二億九一一一万円に對し、事業支出は二億五三二六万円となり、差引当期剰余金は二億三八二五万円となつた。これを前年度決算と比較すれば事業収入は二億五三二六万円の増、事業支出は八億四一一四万円の増となり、テレビジョン放送開始以来当期において初めて剰余金を生ずるに至つた。

次に事業収入及び事業支出の内容は次のとおりである。

事業収入の増は主として受信契約者の増加に伴う受信料の増によるものであるが、その内容は次のとおりである。

○受信料

二二億七六三六万円  
前年度決算に比し、一三億四四四九万円の増となつたが、これは函館、静岡、小倉、松山、金沢、岡山、熊本、鹿児島等のテレビジョン局開設によるサービスエリアの拡大と、テレビジョン施設の改善を図り受信効果を高めるとともに他方事業の周知につとめたためである。即ち有料受信者数は、当年度内において、

| 区 分   | 当年度決算     | 前年度決算比     |
|-------|-----------|------------|
| 人件費   | 三億二六三万円   | 一億三二四一八万円増 |
| 物件費   | 一二億七九七五万円 | 五億五一五〇万円増  |
| 事業費合計 | 一五億八二二〇万円 | 六億八五八八万円増  |

即ちこれら事業費の増は放送番組の充実拡充、テレビジョン局開設に伴う専用回線の増加、放送設備の整備補修、ならびに受信契約者数及び放送時間の増加等による現業用員の増員を行い、他方増収、経費の節減により職員の待遇改善をはかつた結果である。

○減価償却費

一億九五九二万円  
これは建物構築物、機械、器具什器の償却費で前年度決算に比し、四六〇五万円の増となつた。

○関連経費

三億七五一四万円  
これは未収受信料欠損償却(受信料未収額のうち、翌年度徴収不能見込額)三二〇〇万円、放送債券発行差金償却六〇九万円、支払利息二億六六五〇万円及び工事特別雑損七五五五万円等で前年度決算に比し、一億

九四〇万円の増となった。  
これは主として放送債券及び長期借入金に対する支払利息の増によるものである。  
(3) 当期剰余金  
前記のとおりラジオ関係、テレビジョン関係の事業収支の結果はラジオ関係当期剰余金四億五五二八万円、テレビジョン関係当期剰余金二億三八二五万円、当期剰余金は合計六億九三三二万円となり、それぞれ貸借対照表のそれと一致した。  
四、予算制度上の後期繰越収支剰余金  
最後に予算制度上の資本収支、事業収支並びに後期繰越収支剰余金について簡単に説明すれば次表のとおりである。

| 区分          | ラジオ        | テレビジョン   | 備考                                      |
|-------------|------------|----------|-----------------------------------------|
| 前期繰越収支剰余金   | 三億九三三二万円   | 一億五〇七〇万円 |                                         |
| 資本収入        | 二億八六三三万円   | 八億七九七五万円 | 放送債券長期借入金、売却固定資産、代金、減価償却引当金、放送債券償還積立金戻入 |
| 資本支出        | 一億八四四〇万円   | 九億八六八六万円 | 建設費、放送債券償還積立金繰入、諸返還金                    |
| 内建設費の工事特別雑損 | (一億五九七五万円) | (七五五五万円) |                                         |
| 資本収支差引      | 二億三三三三万円   | 三億三三三三万円 | 受信料、交付金収入、雑収入                           |
| 事業収入        | 一〇億四四六六万円  | 二億七三七七万円 | 事業費、減価償却費、関連経費                          |
| 事業支出        | 五億八四四七万円   | 三億三三三三万円 |                                         |
| 事業収支差引      | 四億六〇一九万円   | 三億三三三三万円 |                                         |
| 後期繰越収支剰余金   | 四億六〇一九万円   | 三億三三三三万円 |                                         |
| 損益計算書剰余金    | 四億五五二八万円   | 二億三八二五万円 |                                         |

(注) A=a+b+c  
B=c-d

なお、前表の予算制度上の後期繰越収支剰余金は翌年度予算実施にあたり、前期繰越収支剰余金として予算総則第五条により建設費の繰越分に、また同総則第八条に

より借入金の返還または設備の改善に充当されることになつてい

○議長(加藤録五郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員会理事進藤一馬君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔進藤一馬君登壇〕

○進藤一馬君 たいだいま議題となりました日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に關し、通信委員会における審議の経過と結果とを御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣より去る三月四日国会に提出されたものであります。

本議案の内容を概略御説明いたしますと、昭和三十一年度末現在における協会の資本総額は四十八億六千三百余万円であり、これに照応する資産は百二億七百余万円、負債は五十三億四千三百余万円、資本総額において、前年度末に比し一六〇強の増となっております。

損益につきましては、事業収入は、ラジオ関係が百十三億二千七百余万円、テレビジョン関係が二十三億九千九百余万円、事業支出は、ラジオ関係が百八億七千九百余万円、テレビジョン関係が二十一億五千三百余万円、差引当期剰余金は、ラジオ関係において四億五千五百余万円、テレビジョン関係において二億三千八百余万円となっており、

協会の事業収支全体から見ますと、差引当期剰余金六億九千三百余万円となつております。

なお、本件には、会計検査院においては特に記述すべき意見はない旨の検査結果が添付されております。

通信委員会においては、十月二十六日本議案の付託を受け、十一月六日以降数回にわたつて会議を開き、郵政省並びに会計検査院当局より説明を聴取したほか、特に参考人として日本放送協会の会長等の出席を求め、慎重審議を行つたのであります。質疑応答の詳細はすべて会議録によつて御承知願ふことといたしたいと存じます。

かくして、委員会は、十二月四日討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもつて本議案については異議なきものと議決した次第であります。これをもつて御報告を終わります。

(拍手)

○議長(加藤録五郎君) 採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤録五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り決しました。

日程第三 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(加藤録五郎君) 日程第三、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年十月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項を第六項とし、第一項から第三項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次のように加える。

大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

郵政省の所掌事務を総合調整する機能を強化するため、大臣官房に官房長を置く必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

○議長(加藤鐵五郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事岡崎英城君。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔岡崎英城君登壇〕

○岡崎英城君 ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、大臣官房の事務の質的及び量的発展に伴い、省外との接触、総合調整、その他、内外にわたる官房の事務を一そう適切に行なうため、新たに官房長を置くこととあります。

本案は、十月三十一日本委員会に付託され、十一月十日政府より提案理由の説明を聴取し、十二月八日質疑を終了、討論の通告もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(第三十一回国会、内閣提出)(衆議院送付)

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第四、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(第三十一回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和三十三年十一月三十日

衆議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤鐵五郎殿

(小字及び一は衆議院修正)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中第四章 酒税保全措置(第八十四条―第八十六条)を「第四

章 酒税保全措置(第八十四条―第八十六条の五)に改める。

第二条第一項中「種類」の下に

「類別、品目又は級別」を加え、「この法律の」を「この法律(第八十六条の三及び第八十六条の五を除く。の)に改め、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第六条第一項中「以下同じ」を「第八十六条の三及び第八十六条の五を除き、以下同じ」に改める。

第十条中「拒んではならない」を「拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「石数」を「数量」に改める。

第二十二條の見出しを「創立總會等についての商法等の準用」に改める。

第二十五條及び第二十六條を次のように改める。

(理事會)

第二十五條 酒類業組合の業務の執行は、理事會が決する。

第二十六條 理事會の議事は、定款

に特別の定めがある場合を除くほか、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

第二十七條に見出しとして「(組合代表の特例)」を附する。

第二十八條第一項中「及び總會」を「並びに總會及び理事會」に改める。

第三十一條の見出し中「権限」を「職務及び権限」に改め、同条第三項中「總會」を「通常總會」に改める。

第三十三條の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「第二百五十七條第一項」を「第二百五十六條第三項(取締役の任期の伸長)、第二百五十七條第一項」に改め、「第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十四條(代表権の制限)及び第七十八條第一項(代表社員の権限)」を削り、「及び第二百五十二條(表見代表取締役の行為についての責任)」を「第二百五十一條、第二百五十二條(會社代表)及び第二百五十二條(株主の差止請求権)」に、準用する。」を「理事會については、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役會の招集)及び第二百六十條ノ三(取締役會の議事録)の規定を準用する。」に改める。

第三十四條第一項中「理事會」を「通常總會は、定款で定めるところにより」に改め、「通常總會を」を削り、同条第二項中「理事會」を「臨時總會」に改め、「と認める」を削り、「何時でも臨時總會を」を「定款で定め

るところにより、何時でも」に改め、同条第四項中「組合員の五分の一以上の者は」を「組合員が組合員の五分の一以上の同意を得て」に、「請求することが出来る。」を「請求したときは、理事會は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時總會を招集すべきことを決しなければならぬ。」に改め、同条第七項中「理事會は」を削り、「各その過半数」を「その過半数」に改める。

第三十八條第二項中「石数」を「数量」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十九條中「商法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十一條(總會の招集の決定)、第二百三十九條第五項」に改める。

第四十一條中「總組合員の十分の一以上の者は」を「組合員は、總組合員の十分の一以上の同意を得て」に改める。

第四十二條各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に、「製造石数」を「製造数

「販売石数」を「販売数量」に改め、同  
号の次に次の一号を加える。

六、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、前号イ又はホに掲げる規制を行うこと。

第四十三條第一項中「前條第五号に掲げる」を「前條第五号又は第六号の規定による」に改め、同條第二項各号列記以外の部分中「左の各号」を「次の各号（前條第六号の規定によるもの）」に改め、同條第二項各号列記に係る協定については、第二号又は第三号に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に、「著しく」を「不当に」に改める。

第四十五條第一項中「各号」の下に「(第四十二條第六号の規定による規制に係る協定については、同項第二号又は第三号。以下第九十四條第三号において同じ。)」を加える。

第五十八條第一項中「第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十四條(代表権の制限)及び及び「第三十九條第二項(共同支配人)、第七十八條第一項(代表社員の権限)」を削り、「第二百五十八條(欠員の場合の措置)」を「第二百五十八條(欠員の場合の処置)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三、第二

百六十一条(取締役会の議事録及び  
会社代表)」に改め、「第二百六十九  
条(取締役の報酬)」の下に、「第二

百七十二條(株主の差止請求権)を、「同法第四百二十四條第一項中「分配」とあるのは「処分」との下に」、「同法第二百五十八條第二項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」とを加え、「第五十八條第一項において準用する」とを「第五十八條第一項ニ於テ準用スル」に改める。

第六十條第二項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第七号中「酒類業組合を代表しない理事があるときは、」を削る。

第六十六條第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「酒類業組合を代表しない清算人があるときは、」を削る。

第七十二条中「第二百五十八条第一項」を「第二百五十八条第二項」に改める。

第八十二條第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第四十二條第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号中「及びその組合員」を「又はその組合員」に改め、同條第二項中「第四号から第八号まで中」を「會員たる酒類業組合」とあるのは「會員たる酒類業組合又は會員たる連合会の構成員たる酒類業組合」とを、同項第四号中「會員たる酒類業組合」とあるのは「會員たる

る酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と、同項第五号中「会員たる酒類業組合又はその組合員」とあるのは「会員たる酒類業組合、会員たる連合会、当該連合会の構成員たる酒類業組合又はこれら酒類業組合の組合員」と、「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会」と、同項第六号から第八号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会」と、同項第六号から第八号まで中「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会」と改める。

第八十三条中「第十五条第一項中「その組合員とならうとする者三人以上」を「第十五条中」その組合員にならうとする者三人以上」に、「會員」とを「會員に」に、「第十九条第二項第三号」を「第十八条第一項及び第十九条第二項第三号」に、「總組合員の五分の一以上の者」を「總組合員の十分の一以上の者」に、「總組合員の十分の一以上の者」を「總組合員の十分の一以上の者」に、「前条第五号に掲げる規制」を「前条第五号又は第六号の規定による規制」に改める。

第八十四条第一項各号列記以外の部分中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、

「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に改め、「酒類製造業者」の下に「(酒税法第二十八条第五項の規定により酒類製造者とみなされた者をを含む。以下同じ。)」を加え、同項第二号中「製造石数」を「製造数量」に改め、同項第三号中「購入石数」を「購入数量」に改め、同項第四号中「販売石数」を「販売数量」に改める。同条第六項

を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 大蔵大臣は、酒類業組合が第四十三条第一項の規定により認可を受けた、又は認可を受えけることを要しない協定を実施している場合において、当該協定に違反した組合員があることにより、その適正な実施が阻害され、第四十二条第五号に規定する事態を解消することができないと認めるときは、当該組合員に対し、当該協定に従うべき旨の勧告をするることができる。

第八十六条中「酒税法の規定による」を削り、「容易に」を、「容易に」に、「その販売する酒類の容器」を「その製造場（酒税法第二十八条第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域（國稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装」に改め、第四

章中同条を第八十六条の五とし、第八十五条の次に次の四条を加える。

（基準販売価格）

第八十六條 大蔵大臣は、酒税の保全のため必要があると認める場合においては、酒類の取引の円滑な運行に資するため、政令で定めるところにより、酒類製造業又は酒類販売業についての酒類の標準的な原価（酒税相当額を含む。以下次条において同じ。）及び適正な利潤を基礎として、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の販売価格の基準額（以下「基準販売価格」という。）を定めることができる。

（制限販売価格）

第八十六條の二 大蔵大臣は、級別の区分がある酒類の各級別を通ずる酒税の収入を確保するため必要があるとして認める場合においては、政令で定めるところにより、当該酒類のうち最上位の級別以外の級別のものにつき、当該酒類についての級別ごとの標準的な原価及び適正な利潤の格差等を参酌して、酒類製造業者又は酒類販売業者の販売価格の最高額以下、制限販売価格（以下、制限販売価格といふ。）を定めることができる。

限販売価格をこえる価格により、その販売の相手方と販売の契約をし、又は対価の受領をしてはならない。

(再販売価格維持契約)

第八十六条の三 大蔵大臣は、酒類製造業者が酒類の販売の相手方である酒類販売業者と当該酒類の再販売価格(当該酒類販売業者又は当該酒類販売業者の販売する当該酒類を買い受けて販売する酒類販売業者が当該酒類を販売する価格をいう。以下本条において同じ。)を決定し、これを維持することが当該酒類の取引の状況に照らして適当であり、かつ、酒税の保全に資すると認める場合においては、再販売価格を決定し、これを維持することができる酒類の種類(しゅうちゅう及びみりんについて、は、類別、雑酒については、品目。以下本条において同じ。)を指定することができる。

2 酒類製造業者は、前項の規定により大蔵大臣が指定した種類の酒類について再販売価格を決定し、これを維持するための契約を締結しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その変更(第四項の命令に基づく変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

3 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該契約の内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、認可をしてはならない。

一 当該契約に係る酒類の再販売価格が当該酒類について定められている基準販売価格(基準販売価格が定められていない場合には、当該酒類につき第八十六条の規定に準じて算出した金額)を著しく下廻っており、又は当該酒類の販売方法につき適切な措置が講ぜられていない等酒税の保全上不適当であること。

二 不当に差別的であること。

三 消費者又は当該契約に係る酒類販売業者の利益を不当に害すること。

4 大蔵大臣は、第二項の認可を受けた同項の契約の内容が前項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、遅滞なく、当該酒類製造業者に対し、これを変更すべきことを命じなければならない。

5 大蔵大臣は、酒類製造業者が前項の命令に従わないときは、当該契約の認可を取り消すことができる。

6 大蔵大臣は、第一項の指定が必要となつたと認めるときは、遅滞なく、当該指定を取り消さなければならぬ。

ればならない。この場合において、当該指定を取り消された種類の酒類につき第二項の認可を受け、当該認可は、その効力を失う。

7 第四十四条及び第四十六条第二項の規定は、第二項の認可を受けて同項の契約を締結する酒類製造業者について、第四十四条の規定は、当該契約(当該契約に基いて締結される契約を含む。)を締結する酒類販売業者について準用する。この場合において、同条中「協定の実施期日」とあるのは、「当該契約の発効期日」と、「その実施」とあるのは、「その発効」と、第四十六条第二項中「協定を廃止した」とあるのは、「当該契約が失効した」と読み替へるものとする。

(基準販売価格等に係る告示)  
第八十六条の四 基準販売価格又は制限販売価格の設定、変更及び廃止並びに前条第一項の指定及び当該指定の取消は、告示により行う。

第九十三条中「及び第八十四条」を、「第八十四条に改め、」又は命令に基いて行ふ行為の下に「及び酒類製造業者又は酒類販売業者が第八十六条の第三第二項の認可を受けた同項の契約(当該契約に基いて締結される契約を含む。))に基いて行ふ行為」を加え、「但し、」を「ただし、当該

協定に基いて行ふ行為又は当該勧告若しくは命令に基いて行ふ行為につきに改める。

第九十四条第一項中「(第八十三条において準用する場合を含む。))」の下に「又は第八十六条の第三第二項を加え、同条第二項中「又は命令」を「若しくは命令又は第八十六条の第三第一項の規定による指定」に改め、同条第三項中「又は認可」を「若しくは認可」に改め、」第四十三条第二項各号(第八十三条において準用する場合を含む。))の「一」の下に「該当するに至り、又は第八十六条の第三第二項の認可を受けた同項の契約の内容が同条第三項各号の「一」に、」第四十五条(第八十三条において準用する場合を含む。))の下に「又は第八十六条の第三第四項若しくは第五項」を加える。

第九十六条及び第九十七条を次のように改める。  
第九十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。  
一 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者  
二 第八十六条の第二第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領をした者  
第九十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事  
二 第八十六条の第三第二項の認可を受けないで同項の契約を締結し、又は変更した酒類製造業者  
第九十八条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八十六条」を「第八十六条の五」に改める。  
第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。))」を削る。  
第一百条中「第九十六条の下に、」第九十七条第二号を加える。  
第一百一条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は酒類製造業者」に改め、同条第六号中「商法第二百四十四条の下に」を「第三十三条若しくは第五十八条第一項(これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。))において準用する商法第二百六十条ノ三」を加え、同条第十二号中「第四十三第三項若しくは」を「第四十三第三項(第八十三条において準用する場合を含む。))」に、「これらの規定を第八十三条を」第八十三条及び第八十六条の第三第七項に改める。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない限り、公布の日から起算して一日から施行する。

2 この法律の施行の際改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「旧法」という。）第二十六條第二項（旧法第五十八條第一項及び第八十三條において準用する場合を含む。）の規定により旧法第八十七條に規定する酒類業組合等を代表する権限を有する理事又は清算人は、改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「新法」という。）第三十三條又は第五十八條第一項（これらの規定を新法第八十三條において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十一條第一項の規定による当該酒類業組合等を代表すべき理事又は清算人とみなす。

3 この法律の施行の際現に存する旧法第六十條第二項第七号又は第六十六條第一項第二号（これらの規定を旧法第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による登記は、新法第六十條第二項第七号又は第六十六條第一項第二号（これらの規定を新法第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による登記とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○議長（加藤鐵五郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長植木庚子郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔植木庚子郎君登壇〕

○植木庚子郎君 たいだいま議題となりました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。この法律案は、去る三十一回国会におきまして政府より提出せられ、本院においては、原案通り可決の上、参議院に送付、自來、同院において継続審査となり、去る十一月三十日、修正議決の上、本院に送付されて参つたものであります。

まず、政府原案の趣旨及びその概要について申し上げます。

清酒や合成清酒、ビールやしょうちゆうなど、大部分の酒類につきましては、現在もなお物価統制令による最高価格の統制があり、いわゆるマル公制度が実施されているのであります。が、御承知の通り、このマル公制度は、戦中・戦後の物資不足の際、消費者保護のために採用せられたものでありまして、その後、経済の正常化に伴い漸次廃止となり、今日では、お酒やお

米など、二、三の、ごく例外的なものについて認められているのにすぎないのであります。ところが、この酒類につきましても、現状では、その供給はすでに十分となつておりまして、具体的な時期や方法は別といたしまして、そのマル公制度も早晩廃止されるべき運命にあるものと考えられるわけでありまして、よつて、将来酒類のマル公制度が廃止された場合を考えてみますと、現行法のままでは、取引の基準となるべき価格を失ひまして、多分にその取引が乱れるおそれがあるのでございます。そのために、酒類業界の安定する酒税の収入に悪影響を及ぼすことが予想されることがあるのでござい

ます。従つて、この法律案は、将来酒類のマル公制度が廃止せられた後におきましても、酒類業界の安定や酒税収入の保全に支障を来さないよう、あらかじめその価格制度に関する十分な法的準備を整えておこうとするものであります。

すなわち、この法律案によりますれば、酒類の価格制度として、現行法では認められていた協定価格のほか、新たに基準販売価格、制限販売価格及び再販売価格の制度を設けるといたし

まして、大蔵大臣は、酒税保全のため必要ありと認めた場合には、各酒類につき、その取引の基準となるべき販売価格を定めることができるものと

し、同時に、たとえば清酒のごとく級別の区分のある酒類については、級別を通ずる酒税の収入を確保するため、下級酒類の最高制限販売価格を定めることができることといたしてあり、また、酒類の製造業者は、大蔵大臣の指定した酒類に限つて、その認可を経た上、当該酒類の販売業者との間において再販売価格を決定し、これを維持するための契約を締結することができるとことといたしてあるものであります。

なお、この機会において、以上のほか、最近における立法例や現行法の実施状況に顧みまして、酒類業組合等につきまして理事会制度を設けることとするともに、合理化のためのカルテルを締結することができることとし、あわせて、酒類の計量単位を尺貫法系からメートル法系に改めるなど、所要の規定の整備をはかつてあるのであります。

以上のような政府原案に対しまして、先ほども申し上げました通り、参議院で若干の修正がありましたので、右修正点について簡単に説明申し上げます。

まず第一点は、酒類業組合がこの法律に基づいて価格等の協定を実施した場合におきまして、その協定を守らない組合員があるためにその実効を上げられないというときには、大蔵大臣は、当該組合員に対しまして、その協定に従うべき旨を勧告することができ

ることといたしてあるのであります。第二点は、この法律の施行時期を、原案では本年四月一日からと規定してありますのを、公布の日から起算して十日を経過した日と改めることにいたしてあるのであります。

以上が参議院から送付して参りました法律案の内容の概略であります。この法律案は、去る十一月三十日大蔵委員会に付託となり、十二月三日政府より提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、自來数回にわたつて慎重審議いたしました。

質疑応答のうち、おもなものについて申し上げます。

まず、酒税の減税に関して質疑が行なわれましたが、これに対しましては、政府側から、「酒税が軽くないということは認めている。また、税制調査会等においても毎回そのことが指摘されているので、減税を行ないたいのであるけれども、国家財政の現状においてはまだ困難である」という答弁がございました。

次に、マル公を撤廃して新しい価格制度へ移行する時期について質疑が行なわれましたが、この点については、政府側から、「この法律の公布後、半年以上一年以内になると思われる。」「こういう答弁がございました。

また、小売マージンの増額問題についての質問に対しましては、「今後十

昭和三十四年十二月十六日 衆議院會議録第十九号 繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

分検討いたします」といふ答弁がございました。

そのほか、酒類の原価と税率との関係、酒類の製造免許並びに原料米配分の問題等につきましても熱心な質疑応答がかわされましたが、この詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、去る十日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決を行ないましたところ、全会一致をもって参議院送付案の通り可決をいたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

繭糸価格の安定に関する臨時措置

法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 天野君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十四年十月二十七日

内閣総理大臣 岸 信介

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律

繭糸価格の安定に関する臨時措置

法(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(繭糸価格安定法により取得した生糸の売渡の特例)

第十条 政府は、昭和三十五年五月

三十一日までは、繭糸価格安定法

第二条、第九条の二第一項若しくは

第九条の三第一項の規定による

買入、同法第十二条第一項の規定

による買換又は同法第十二条の二

第一項の規定による加工若しくは

交換を行つて取得した生糸を同法

によりなで売り渡すことができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における生糸の価格の推移にかんがみ、その安定を図るため、繭糸価格安定法による買入等に係る政府保有の生糸を同法に規定する価格によらないで売り渡すことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(加藤謙五郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川久衛君。

「報告書は会議録追録に掲載」

「吉川久衛君登壇」

○吉川久衛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

政府は、さきに、繭糸価格安定法に基づいて約五万俵、また、繭糸価格の安定に関する臨時措置法に基づいて約五万俵の生糸の買入れたな上げを行なつて価格安定に努め、また、第三十三一回国会においては、三十四生糸年度は繭糸価格の安定に関する臨時措置法を一年延長することによって当面の事

態を取扱して参つたのであります。しかるに、その後、景気の好転、最低価格の引き下げ、絹の流行等の事情を反映して、生糸に対する内外の需要は急速に増進し、生糸価格は漸次上昇してきたのであります。この新事態に対処し、政府は、本年四月以来、臨時措置法により取得した生糸を売り渡すことができることになつて生糸を、申し込みに応じて本年生糸年度の経済上の最高価格と定めた十八万円で売り渡す措置を講じ、糸価の高騰を抑制することに努めて参つたのであります。しかし、臨時措置法により取得した生糸の残量が減少するに伴い、だんだんと糸価が高騰する趨勢が現われている状態につき、政府としては、これを実需の伴わぬ不自然な思惑相場と見、かかる異常な高値を抑制し、需要の確保をはかるため、繭糸価格安定法により買入れた政府保有生糸であつて、同法に規定する法律上の最高価格約二十三万円で売ることになつてゐるものを、この際、時価十八万円で放出できる道を聞く目的をもって、本案が提出されたのであります。

その内容は、繭糸価格の安定に関する臨時措置法中に、新たに第十条として、政府は、繭糸価格安定法に基づいて取得した生糸を、昭和三十五年五月三十一日までは繭糸価格安定法によらないで売り渡すことができる旨の規定を加へようとするものであります。

かくて、十二月十六日質疑を終了したのであります。

本案に対しましては、日本社会党を代表して中澤委員から修正案が提出されましたが、その内容は、政府原案が、政府保有生糸を繭糸価格安定法によらないで、すなわち、時価で売り渡すことができることとあります。政府保有生糸のうち一万五千俵までは繭糸価格安定法によらないで売り渡すことができる、ただし、その売り渡しは競争入札に付して行なうものとし、売り渡し価格は、標準生糸については最高一俵約二十三万円、最低十九万八千円

の範囲内とするというように修正したという趣旨のものであります。

次いで、討論に入り、日本社会党高田委員より、修正案賛成、原案反対、また、自由民主党高石委員より、修正案反対、原案賛成、次に、社会クラブ

小松委員より、修正案賛成、原案反対の討論がなされました。

続いて採決を行ないましたところ、

修正案は少数をもって否決され、原案は多数をもって可決されました。

なお、本案に対し、自由民主党田邊委員より附帯決議を付したき旨の動議が提出され、多数をもってこれを付することに決しました。

その趣旨は、蕎麦価格安定に関する現在の制度はきわめて複雑であり、多くの検討を要する点があるので、政府は、本法案成立後、蕎麦業総合対策、価格安定制度等について、すみやかに蕎麦業振興審議会に諮って成案を得、来たるべき通常国会において審議を求めることとし、なお、本法案成立後、すみやかに蕎麦価格安定審議会を開いて意見を聞いた上、実勢価格を正しく反映せしめ、かつ、実需者に公正な競争により確実に入手できるよう政府保有生糸の売り渡し価格及び売り渡し方法を決定すること等の内容を含むものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(正木清君) 討論の通告があります。順次これを許します。栗原俊夫君。

〔栗原俊夫君登壇〕

○栗原俊夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました蕎麦価格の安定に関する臨時措置法の一部

を改正する法律案に対し、反対の意思を表明せんとするものでございます。(拍手)

この法律案の内容は、政府が蕎麦価格安定法により最低価格一俵十九万円で購入した生糸、すなわち、同法の規定によつて、最高価格、すなわち二十一万円でなければ売ってはならない約五万俵の生糸を、たった十八万円で売り払おうという、とんでもないしるものでございます。(拍手)

現在、生糸の現物の相場は約二十万円を上回っております。このようなきに、政府が国民の税金によつて十九万円で買った約五万俵の生糸、しかも、二十一万円でなければ売れない生糸を、買い値よりも一万円も安く売り払おうというのでありますから、これはどなたが聞いても納得のいくはずがございません。従つて、与党の方々がございませぬ。従つて、与党の方々の中にも、これはおかしいぞと、にわかには賛成できない方々も数多くあるわけでありませぬ。

蕎麦業界は、農民の作る蕎麦、糸を作る製糸業者、その売り先も、輸出あるいは国内消費と、多岐にわたっておりまして、相場の変動もなかなかはないといふので、農民が窮地に追い込まれ、製糸業者も興亡定まりがないうといふので、蕎麦価格安定法という法律が制定され、生糸につきましては、最高二十一万円、最低十九万円、蕎麦につきましては、最低値一貫目千四

百円というものが保証されて参りました。ところが、御承知の通り、お得意先であるアメリカの不況を機会に、昨

年は糸価が大暴落をいたしまして、いまだかつて見ない大混乱を引き起こしたわけでありませぬ。そこで、政府は、臨時措置法なるものを立法して、百五十億円に上る国費を投入いたしました。非常事態の処理に当たったわけでありませぬが、ついに糸価も繭価も法律の保証する最低値を維持することができず、生糸は十九万円の保証値を突き破つて十五万円台まで、さらに、繭の値段も、一貫目千四百円の保証値が突き破られて、ただの千円というよう

な、農民も業者も死の苦しみにお迫り込まれたわけでありませぬ。ところが、本年に入りまして、蕎麦業界は事情が一変して参りました。アメリカの不況が底をつき、立ち直つてくる、国内事情もなべ底からぼつぼつかま首をもたげ

てくる、こういうことで、生糸、繭織物等が、がぜん、売れ行きがよくなつて参りました。年の初めには年間の需要量が大体三十万俵見当と見込まれて

いたものが、今日、ただいまでは、四十万俵の需要があるというような状況になつてきておるわけでありませぬ。

政府は、このような事情に対応するために、約十萬俵の生糸を持つておりました。すなわち、その半数の五万俵は、臨時措置法で買い入れた、時価で売ることのできるものであり、残りの

約五万俵が、蕎麦価格安定法で買ひ上げた、すなわち、二十一万円の最高価

格でなければ売れないものでございませぬ。今問題になつてゐるのは、この五万俵の生糸であります。政府は、当初、臨時措置法で買い上げた、すなわち時価で売ることのできる五万俵を、十八万円で売り出すことにきめておつたわけでありませぬ。しかし、さきにも述べました通りの事情の変化によつて、十月ごろには、早くも、この五万俵の生糸は底を払つてしまつたわけでありませぬ。このような事情のもとに今回の法律案は提出されてきたわけでありませぬ。

わが党は、昨年に起こつた蕎麦業界の大混乱を全く異常な事態と考へております。さればこそ、臨時措置法まで制定してこれが収拾に当たすることに賛意を表したわけでありませぬ。従つて、臨時措置法によつて買い入れた五万俵の生糸は、これは異常事態の尾を引く状態の中でございますから、十八万円で売り渡すことについて、さして異論は申し上げて参りませぬ。しかし、十九万円で買い上げたものを、時価とはいひながら、買った値よりも一万円下

値の十八万円で売るといふことには、これは決して問題がないわけではないのでございませぬ。

今回の、この法案は、この問題とは全く趣を異にするものでございませぬ。蕎麦価格安定法、本法に基づいて買い

入れ、これは今日現存する法の定むる最高価格、すなわち二十一万円を維持するための政府手持ちの五万俵の生糸でございませぬ。この五万俵の生糸を、安定法によらずして、臨時措置法によつて十八万円で売り出すことは、蕎麦価格安定法を全く骨抜きにすることと

ございませぬ。価格の安定と生産費の維持とを二本の柱としてきておる蕎麦価格安定法を廃棄するにもひとしいことになるわけでございます。

わが党は、この意味において、反対的な立場に立つて、委員会において質疑を行なつて参りました。すなわち、蕎麦価格安定法による生糸の最高価格二十一万円をたな上げして、実質的な最高価格を十八万円と押へることになりませぬ。これは大へんなことになつてくるわけでありませぬ。政府の調査による資料によつても、生糸の生産費は約二十万円かかるというところになつて

おりますから、十八万円でこれを押えれば二万円の赤字というところになつてくる。これでは製糸業者が生きていけないはずでございます。勢ひ、製糸業者は繭代金にその苦しさのしわ寄せを行なつて参るわけでありませぬ。これまた政府の資料によるわけでありませぬが、製糸の加工費は大体一俵四万五千円かかるという。そういたしますと、繭代金に振り向けられるものは、十八万円引くことの四万五千円、たった十三万

五千円ということになる、繭代金は一

買目最高千三百五十円ということに相なつてくるわけでありました。繭の生産費も、これまた、政府の調査によつても千五百五十円はかかるということでありましたから、こうなりますれば、養蚕農民は一貫目二百円赤字の養蚕を強制される、こういうことになる。これでは、養蚕農民は死ぬよりほかに道はございません。(拍手) こういう意味におきまして、わが党は、本案には絶対に賛成できないのであります。

ところが、審議の過程において、この法律案には、ほかにももっとも重大な目的を持つておるといふことが明らかになつて参りました。すなわち、去る十日から突発いたしました横浜、神戸の生糸取引所の立会停止という、養糸業界にとっては非常事態の中から、取引所と農林当局との間にきつめて不明朗な約束ごとがあるといふことが表へ現われて参りました。横浜取引所の石橋理事長の農林水産委員会における発言によりますと、政府は今生糸年度の糸値を高値十八万円で押えようとしておられるけれども、清算市場は、強力な周囲の姿勢を背景として十八万円を上回り、政府が満足するような相場、すなわち、十八万円ということは示現しない、こう言つておるのであります。すなわち、十八万円を突破しておる相場というものは、決して政府のいう思惑ではなくて、実勢によつて相場が出てきておるのだといふことを、

理事長は、はつきり述べております。

さらに、十月九日には、当局から、このようなことでは一時取引所を閉鎖してくれというような話を持ち込まれたと申しております。十月十二日には、正副理事長の出頭を求められて、しばらく市場を閉鎖するか、当局で考えておる受け渡し供用品の範囲を拡大して立ち会いを継続するか、いずれかを考慮してもらいたい旨を申し渡されております。さらに、十月十四日には、糸局長の声明と称するものを手交されております。十月二十一日、当局の最後通牒とも思われる「一、政府の十八万円堅持の妨げとなるから、取引所市場を商取法百二十一条によつて立会停止を命ずる用意がある。二、もし立ち会いを継続したければ、十月十四日の養糸局長声明の指示に従い、受け渡し供用品を入格に拡大して立ち会いを行なわねば」と、二者択一を迫られた。同日は、横浜、神戸両取引所理事長はかが出頭を命ぜられたので、その際、横浜の一万五千俵、神戸の五千俵、合計二万俵を、一俵十八万円で受け渡し品確保について局長にただしたところ、供用品の拡大を実施するならば数量の保証ができると局長の言明があり、横浜、神戸に二万俵の政府糸による確保を条件として、当局の方針に沿ひ立ち会いを続けることにした。なお、その際、臨時措置法による糸は残り少なくなつておるので、二万俵の不

足分は安定法による生糸を放出してもらえるかどうか、こういうことをただしたところが、不足分は安定法による生糸で提供することの言明があつたので、何ら疑いを持たなかつた、これが横浜生糸取引所の石橋理事長の発言の概要であります。これによつても明らかであるように、政府は、十八万円の糸値を守るために生糸取引所に干渉し、圧力をかけ、その代償として、政府所有の生糸、二十三万円でなければ売ることのできない生糸二万俵を、十八万円取引所に引き渡す約束をしたことになるわけでございます。その約束を果たすために立案されたのがこの法律案であると言つても決して過言ではないと思えるわけでありました。(拍手)

なお、この二万俵の約束につきましても、委員会の発言を通して聞きますと、取引所においては、確約をもらつておると言ひ、当局においては、それは約束ではないのだと述べておりますけれども、事が重大でございますので、この事実を明確にするために、取引所側を証人として喚問してその事実を確かめることに決定しておりますので、このことは近く明らかになると存じます。

わが党は、このように、今回の法案審議にあたりまして、その不当を明らかにしながら、たとい理由がいかにあろうとも、とにかくにも、取引

所が長期にわたつて停止されておるといふ業界の非常事態を何とか收拾すべく、いろいろと考慮を払つて参りました。そうして、本日、先ほど委員長の報告にもありました通り、政府は、その所有生糸約五万俵のうち、繭糸価格安定法の精神にのつて当然保有すべき数量約三万俵を確保しながら、残りの約二万五千俵を放出する、ただ、この放出は、臨時措置法によるものとは全く意味が違ふという見地に立つて、生産費を割り込まない価格、すなわち一俵十九万八千円以上で、競争入札の方法によつて売り渡しを行なう、このような旨の修正案を提出したわけでございますけれども、ついに与党の諸君のいれるところにならずに、否決という悲運にあつてしまいました。

要するに、本法律案は、繭糸価格安定法の、生産費を守る、安定という、その精神を骨抜きにして、需要均衡による、生産費を無視した価格安定をねらふものとして、私たちとしては絶対に賛成はできません。さらに、本法律案は、不当にして違法の疑いさえある。農林当局と取引所との、政府所有生糸二万俵を、一俵十八万円で引き渡すという約束を実行せんとする野望を持つものとして、絶対に反対をするものであります。特に、取引所が立会停止という異常な状態のもとに圧力をかけておる中で、この法案は審議されて

おります。もしこれに屈するようなことがあるならば、将来に重大なる悪例を残すものといわなければなりません。

政府は、すみやかにかかる法案を撤回して、慎重なる立場に立つて、将来の需給というものを見直し、農民も、製糸その他関係業者も、安心して業に従事することのできる繭糸価格安定法の根本的改正を行なうよう心から望みまして、私の反対討論を終るものでございます。(拍手)

○副議長(正木清君) 小松信太郎君。

「小松信太郎君登壇」

○小松信太郎君 私は、社会クラブを代表いたしました。ただいま上程されました、政府提出の繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

政府は、さきに繭糸価格安定法によつて約五万俵、繭糸価格の安定に関する臨時措置法によつて約五万俵、計約十萬俵の生糸を手持ちしておりましたが、このうち臨時措置法によつて手持ちしたものにつきましては、繭糸価格安定法によらずに、時価によつて売り渡しができることになっております。ただし、時価売り渡しにつきましては、市場に不安感を与えないように売り渡しのルールを定めることになつており、本年三月、繭糸価格安定審議会の議を経まして、申し込みに応じて

十八万円で売り渡すことにきめられたのであります。それが、この春以来、内外景気の著しい上昇や、忘れられておりました高級品としての絹に対する郷愁等が原因をなしまして、生糸の売れ行きは、がぜん、好調の波に乗って参りました。ついに十八万円を突破するに至りまして、政府は、これをあくまでも十八万円に押えるために、臨時措置法に基づいて取得いたしました生糸の売り渡しを行ないましたが、その効が無く、保有残量が少なくなりまして、市場相場はますます高騰を続けるばかりであります。政府は、かかる情勢のもとにあって、十八万円に押えておくためには、臨時措置法の一部を改正して、政府がさきに絹糸価格安定法によって取得してある約五万俵の生糸についても、安定法によらないで、臨時措置法によるものと同じく、十八万円で売り渡すことができるようにしようとするのがその趣旨であります。

政府は、その理由を、今日の絹糸価格の不安定は、もっぱら、臨時措置法に基づく政府保有生糸の残量が減少するに伴い、各種の思惑から見込み買付が行なわれて、その面から市場の不安を醸成しているものであるから、この際、安定法に基づく政府保有生糸を売り出すことによってその不安を取り除くためであるとしております。一応もつとものように聞こえますが、これは、昨年来今日に至るまでの絹糸業界

の動きを、自分の都合のよいように作文されたものにすぎません。

第一に、政府は、昨年の暴落に際して政府のとった措置の誤りについて、一言も触れておりません。なるほど、昨年三月の、絹糸価格安定法の一部を改正する法律、また七月の、絹糸価格の安定に関する臨時措置法、さらに十二月の、臨時措置法の一部を改正する法律等、これら一連の法律改正の跡を振り返ってみますと、それだけでも、昨年、政府が絹糸価格安定法によって定められてあります下値十九万円の線をいかに真剣に守ろうとしたか、その努力の跡は認められるのであります。かくもひんびんと法律を改めざるを得なかったこと自体に、情勢の見通しに対して政府が少しも自信がなく、いたずらに周章ろばしいた姿がよく出ているのであります。暴落の原因の大きな理由は、政府自身のこのあやふやな態度であつたことは、否定し得ないのであります。あの際、もしも、政府が、各国の情勢と、それに對する見通しとを正しく把握しておつて、絹糸の買い入れ資金を百億、百五十億、二百億などせしめて、春蚕のときに、二百億圓と腹をきめて、ボンと胸をたくだけの信念があつたならば、あれほどの混乱は起こらなかつたのであります。政府みずからが信念がなく、目前の現象に引きずられ

てしまった結果が、ついにあの惨状を招いてしまったのであります。

海外商社が、常に日本生糸、絹織物に對して要望しておりますものは価格の安定ではあります。これは何も安値を意味するものではありません。採算を無視してまで売り込みに狂奔する日本商人の乱売をやめてもらいたいの、そのねらいであります。このことは、イタリアにおける一例をあげてみましても明らかであります。日本生糸の安定帯が、十四万円から十八万円と、このように大幅では、たとい十八万円の間限度が設定されているとしても、實際上、真の安定ではない。これによって見ましても、イタリアでは、日本政府のように、十八万円を事実上の最高価格などとは考えておりません。

あるからである。これらの言葉を断味いたしますならば、イタリアの要望するところは、日本政府はことさらに十八万円などにこだわらずに、むしろ養蚕農家も納得させ得る価格をもつて安定帯を設け、そのかわり、それに対しては断固たる決意を持つて、いかなることもあろうとも、それを守り抜くとともに、これまで、織物業者が、昨年のように値下がりがしたときには安定帯を下回る安値で買いたたき、また、今年のように値上がりしたときには、安定帯を上回る高値で買ひあさり、低賃金による低コストの製品をダンピング的に輸出しましたが、今後は断じてかかることのないようにしてほしいとの意味であらうと解されます。

さて、現在、生糸相場は二十万円を上回っておりますが、これは、昨年度の暴落が、誤つた見通しによる行き過ぎであることに気づいて、実勢価格にまで引き戻してきたことであります。まして、政府は何もあわてることはないのであります。昨年、十九万円の維持に失敗したからといって、何も、今年こそは十八万円を維持してみせるなど、けしきはむ必要はどこにもございせん。しかるに、政府は、保有生糸を十八万円で放出することによって、この実勢価格と太刀打ちをしようとして、昨年のあやまちを再び繰り返すおそれが多分にあるのでございせん。なぜならば、今日の市場価格

の中には、農林省の言い違いか、取引所側の聞き違いかは別といたしまして、取引所の理事長さんの話では、理事長さんは、きわめて最近まで、具体的に申しますならば、十二月十日農林水産委員会においてこのことが問題化されるまで、政府から二万俵の生糸をもらえるものと信じておつたとのこと

であります。さすれば、現物の引き渡しが行なわれませんでも、相場の上ではすでにそのことが織り込まれているはずであります。政府の保有生糸が品切れとなつたとき、それこそ、青天井にふき上げられる危険性がきわめて濃厚なのであります。政府は昨年の暴落の亡霊に取りつかれてゐるのではないでしようか。そんなつきものはきれいに洗い落として、秋晴れのようにすっきりした気持ちで今日の世界の情勢を見きわめるべきであります。十八万円を固守しなければならぬ理由などはどこにもございせん。

以上の理由によりまして、私は、政府提出の絹糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、せつかく正常な状態に戻つてきた養蚕業界に再び波乱を巻き起こすものであつて、養蚕業の健全な発展を念願するわれわれの断じて容認し得ざるものであることを表明いたしまして、反対の討論を終わります。(拍手)

○副議長(正木清君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(正木清君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(正木清君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

新安保条約草案における在日米軍の域外出動の取扱いに關する緊急質問(田中稔男君提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、田中稔男君提出、新安保条約草案における在日米軍の域外出動の取扱いに關する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○副議長(正木清君) 天野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

新安保条約草案における在日米軍の域外出動の取扱いに關する緊急質問を許可いたします。田中稔男君。

〔田中稔男君登壇〕

○田中稔男君 私は、ここに、日本社会党を代表して、新安保条約草案においては、在日米軍、特に國連軍の資格におけるその域外出動に關し、いかなる規制が加えられることになっている

か、政府の明確なる答弁を求めんとするものであります。(拍手)

政府は、かねて、在日米軍の域外出動に關しては、新安保条約草案に付属する交換公文に事前協議の規定を設け、場合によっては、その出動を拒否することができるとの心配は要らない、と説明してきたのであります。しかし、われわれは、事前協議は事前同意ではなく、また、在日米軍はあくまで米軍であつて日本軍ではなく、米軍の出動が事前協議によつて制約されることはアメリカとして絶対に許すわけはないと主張して参つたのであります。そして、自由民主党の諸君の中にも、わが党の主張に賛同する者が現に少なうないのであります。また、平和を愛する国民の大多数は、とうてい政府の説明に安心することを得ないのであります。

しかも、東京新聞の坂井特派員が十一日付ワシントン発電として伝えるところによりますと、同日発行のワシントン・スター紙は、新安保条約は、極東の他の地域に米兵力を使用することについて日本側に拒否権を与えるものではない、と明確に書いてあるのであります。安保改定問題に關する同紙の慎重な態度から見ても、この記事は、おそらくアメリカ政府の真意を正確に反映しているものと考へます。

もし、政府が眞に国民の疑惑を一掃したいと望むならば、新条約草案の日本文において、事前協議という用語を事前同意に改め、同時に、英文において、コンサルテーションという用語をアグリーメントと改めて、日本側における拒否権の所在を明らかにする意向はないか、この点に關する藤山外務大臣の答弁を求めるものであります。

(拍手)

最近、参議院外務委員会において、在日米軍の國連軍としての域外出動に關して重大なる質疑が行なわれつつあります。一九五〇年七月七日、朝鮮戦争勃発の直後、安保理事會の決議に基づき、アメリカ軍を主力として、いわゆる國連軍なるものが編成されたのであります。翌五年九月八日に至つて、日米安全保障条約の付属文書として、吉田・アチソン交換公文が調印されたのであります。これによりまして、國連加盟國の軍隊が極東における國際連合の行動に従事する場合に、加盟國がこのような軍隊を日本國內及びその付近において支持することを日本國が許し、かつ容易にすることが約束されているのであります。また、右に伴い、当該加盟國による日本の施設及び役務の使用も當然のこととして認められていたのであります。

言ひまでもなく、現行安保条約においては、在日米軍の域外出動に關し何らの規制が加えられておりません。新安保条約においてはこれを事前協議の対象とするというのが、政府の説明であります。それがごまかしであることは、すでに述べた通りであります。ところが、この吉田・アチソン交換公文が存する限り、在日米軍が國連軍として域外出動を行なう場合、初めから、事前協議の対象とすなふことができないのであります。

しかるに、藤山外務大臣は、去る十二日の参議院外務委員会において、在日米軍が國連軍として行動する場合も事前協議の対象になるという了解が、すでに米側との間にできている、と答弁されているのであります。自由民主党の党としての解釈もそのように決定したといふことを聞いております。しかしながら、この藤山答弁は強弁ではないか。はたして外務大臣は自信を持って答弁されたのであるか。外務省事務當局は、事前協議の対象とする方向に話し合ひを続けていると述べているが、まだアメリカ側の了解はついていないのではないか。

毎日新聞の石塚特派員の十二月十一日ワシントン発電として伝えられるところによれば、参議院における藤山答弁に關するワシントンの外交筋及び國連筋の見解は、大よそ次のようであります。すなわち、「朝鮮に出動する國連軍は、事実上米軍であつても、あくまで建前は國連軍の一部である以上、日米兩國間の交渉だけで地位を変更し、權利を制約し得るものではなく、安保理事會の決定及び關係國間の話し

合ひが必要である。従つて、これを新条約の在日米軍の域外出動に對する事前協議の対象に含めるような取りきめは困難であり、朝鮮は除外例となる」かくのごときアメリカ側及び國連筋の見解、並びに、さきに私があげた外務省事務當局の談話に關連して、私は藤山外務大臣の明確なる答弁を要求するものであります。(拍手)

次に、吉田・アチソン交換公文の中において、本来朝鮮戦争のために編成されたいわゆる國連軍の行動範圍を極東全域に及ぶものとしている点は、特に警戒を要するところでありまして、さきにあげた毎日新聞の石塚特派員の十一日発電は、そのあとに就いて、アメリカ側の態度は、この点に關し、「極東での東西對立の焦點として重視する朝鮮、台灣への出動を事前協議によつて制約されることを避けようとしていふ」と伝えているのであります。ここにいわゆる國連軍の出動地域として朝鮮と並んで台灣の地名があげられていることは、昨年八月以降台灣海峡に起つた軍事的紛争を想起するとき、きわめて重大な危険を含むものであります。

かくして、吉田・アチソン交換公文が存する限り、極東全域における在日米軍の出動が、國連軍の隠れみののもとに自由に行なわれることを承認しなければならぬ結果となるのであります。

すが、私は、この点に關する藤山外務大臣の所見をたゞすものであります。

さらに、先般、本院において、藤山外務大臣の安保改定交渉に關する中間報告が行なわれたのであります。その報告において、吉田・アチソン交換公文には一言も言及されなかつたのであります。外務省事務当局の言によりますと、このことは、日米双方にとつて、交渉の初めから重大問題となつてゐたことは明瞭であるにもかかわらず、あえてこの点に触れなかつたことは、まさに国会と國民を愚弄する非民主的な秘密外交といわなければならぬのであります。(拍手)藤山外務大臣は、この際、率直に、みずからのあやまちを認める考へはないか、誠意ある答弁を要求するものであります。(拍手)

最後に、特に岸内閣総理大臣に質問したいと考へます。

一九五〇年七月七日の安保理事会の決議により、国連加盟十六カ国によつて編成されたいわゆる国連軍は、名称は国連軍であつても、国連憲章第四十三条の規定に基づいて正規に編成され、国連本来の精神に合致した真の国連軍では断じてないのであります。それはアメリカ軍のまたの名にすぎないのであります。アメリカ合衆国のもとにある統一司令部の指揮を受けて行動し、その統一司令部の裁量によつて、各加盟国の国旗と並べて、わずかに国

際連合の旗を使用することが許される、やみの国連軍にすぎないのであります。右の安全保障理事会の決議なるものは、たゞまた、ソ連のマリク代表が蒋介石の残存政権によつて行使される中国代表権に不満を感じ、安保理事会をボイコットしたすきに乘じて行なわれたものであります。さらに、いわゆる国連軍の行動の目的となつた朝鮮戦争そのものが、米韓合作による反共予防戦争の性格を帯びてゐたものであつたのであります。朝鮮戦争が熾烈に戦われ、日本が施設及び役務の提供を通じて、いわゆる国連軍に協力を余儀なくされた当時、わが国はアメリカの占領下にあり、そのために行動の自由を奪われ、國際的責任をみずから負ふことができなかったものであります。吉田・アチソン交換公文が調印された一九五一年の九月のころは、朝鮮戦線は幸いにして戦闘が一時おさまつておりました。しかも、今日、韓国の李承晩大統領は、依然として武力による北進統一を主張してゐるのであります。もし、また、今後不幸にして朝鮮戦争が再び起り、在日米軍が国連軍の資格において出動する場合、この交換公文が存続しているために、わが国がこのい

ゆる国連軍に対して意識的に軍事的協力を行なうことがありましたらば、わが国は、朝鮮民主主義人民共和国及びこれを支援する社会主義諸国の直接の攻撃をこうむる危険なしとしないのであります。

フルシチョフ首相とアイゼンハワー大統領とのキャンプ・デービッドにおける会談以来、相異なる社会体制間の平和共存の可能性が漸次増大を見ようとしてゐるこの際、かかる危険をあらかじめ排除するために、その内容においては国の安危にかかわる重大性を持ちながら、しかも、いまだかつて一度も国会の審議を経たことのないこの吉田・アチソン交換公文は、すみやかにこれを廃棄すべきではないか、あえて岸内閣総理大臣の責任ある答弁を要求するものであります。(拍手)

「國務大臣岸信介君登壇」

○國務大臣(岸信介君) 答へたいと思います。

朝鮮戦争に關して、いわゆる国連軍が朝鮮におりますが、これは、言うまでもなく、一九五〇年七月七日の国連の安全保障理事会の決議に従つて、その勧告に基づいて編成されたものであります。これは全く合法的なものであります。今日、なお、この決議は依然として取り消されず、そのまゝ効力を持つてゐるのでありますから、少なくとも国連に協力をすべき日本の立場として、この国連軍を非合法的なものであり、また、国連軍の活動やあるいは韓国の態度に対して非難を与えるがごときことは、私は、基本的態度としてとるべきものでない、こう考へております。

また、吉田・アチソン交換公文は、交換公文の形におきまして、安全保障条約が批准されるときに、国会にやはり提示して、その承認を得たものであります。この点は田中議員の誤解であらうと思ひます。しこうして、これは、先ほど申しましたように、朝鮮における正当なる国連軍の行動に対して、日本がその決議を尊重して、これに対して支持を与えるという趣旨のものでありますから、私は、その決議が有効である限り、やはり、日本の支持する義務は存続すべきものと考へております。これを廃棄するといふ考へは、そういう意味において持つておりません。(拍手)

「國務大臣藤山愛一郎君登壇」

○國務大臣(藤山愛一郎君) 在日米軍の域外出動に關して、交換公文で事前協議と書いてあるが、事前同意にすべきではないか、という御意見でございますが、私も同様の意見でございます。協議が成立したためには同意が必要でありまして、その上に立つて協議が成立するのでありますから、当然こゝういふ了解のもとに仕事をいたしておるのであります。現在の通り事前協議で適当であると思ひます。

また、吉田・アチソン交換公文は、朝鮮事案に關する限りにおいて有効であることと考へてございまして、それは國連軍協定を通じてみましても明らかでございます。従つて、朝鮮事案が終了いたしましたれば自然にこの交換公文は終りますけれども、その限りにおいては存続をいたしております。日本におります米軍、すなわち、国連軍として活動をいたしております米軍、これは、現在でも日米安保条約と行政協定の適用を受けておるのでございまして、今回、条約を改正するにあたりまして、事前協議の条項は当然これにかぶさつていくこともあらうでございまして、われわれとしては、その原則の上に立つてこの扱いをして参ることにいたしておるのであります。この点は明らかにアメリカも同じであること、はつきり申し上げておきたいと存じます。

また、私がなぜ中間報告でこれを讀まなかつたか、何か秘密外交ではないかと、いふ御指摘であるように思ひます。私は、ある程度合意に達し、まゝ参りましたものについては、むしろ、申し上げるにやぶさかでございます。しかしながら、交渉をいたして参ります場合におきまして、これらの交換公文の処理というものは、最終的に条約及び行政協定をやりました後に、今の原則に従つて処理して参りますものでありますから、まだ今後の問題でありますので申さなかつたわけでありまして、特に秘密をもつて処理してゐるわけではございません。

昭和三十四年十二月十六日 衆議院會議録第十九号 國連軍と安保改訂との關係に関する内海清君の緊急質問

國連軍は、総理も答弁されました通り、國連憲章第七章第三十九条によります侵略の決定、その侵略の排除を國連の安保理事會が一九五〇年七月にアメリカにいたしまして、アメリカにその統一司令部を作ること勧告いたしましたわけでありまして、それによって作られました、その他の問題、その協力關係につきましては、當時も四十七カ國がアメリカと相談をしておりますので、この交換公文というものは、朝鮮事變に関する限り、アメリカと取りかわすのが当然でございます。(拍手)

#### 國連軍と安保改訂との關係に関する緊急質問(内海清君提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内海清君提出、國連軍と安保改訂との關係に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○副議長(正木清君) 天野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

國連軍と安保改訂との關係に関する緊急質問を許可いたします。内海清君。

〔内海清君登壇〕

○内海清君 私は、ここに、社会クラブを代表いたしましたして、國連軍に対する安保条約上の事前協議の効力に關し、岸総理並びに藤山外務大臣に對し緊急質問を行なわんとするものであります。(拍手)

岸政府の安保条約改定交渉はいよいよ最終段階となり、明春一月には、日本代表が渡米して、新条約に調印しようとしているのであります。

政府の安保条約交渉は、何ら國民の理解と納得のもとに行なわれず、秘密裏に行なわれて参つたのであります。が、このたび問題になりました吉田・アチソン交換公文に基づく國連軍の行動が、新安保条約並びに付屬交換公文の事前協議の対象になるかどうか、

今日まで、國民はもちろん、国会にも、何らの報告がなされていなかったものであります。政府は、おそらく、われわれがこれを問題として取り上げなかつたならば、吉田・アチソン交換公文による國連軍の行動は、日米安保条約とは全く無關係なものとして、その行動を自由にしようとしていたのではないか、この点を、まず政府に質問をいたすものであります。

第二の質問は、吉田・アチソン交換公文は、安保条約によってカバーされる米軍以外の國連軍、言いかえしますならば、極東における國際連合の行動に従事する加盟國の軍隊の日本における施設及び役務の使用を許したものであると考えるのであります。この点、政府は吉田・アチソン交換公文をどのように考えているのかにつき、内閣の所信を承りたいのであります。吉田・アチソン交換公文の効力が今日ありとするならば、新安保交渉には無關係であり、効力がないというならば、わが國と國連との間で交渉するべき問題であるか、何いたいののであります。

第三は、吉田・アチソン交換公文のような協定は、日本と國連との間に結ばれるべきであつたし、また、今後、必要がありとするならば、すでに國連加盟國となつてゐる日本と國連との間に結ぶべきものであります。そのゆゑに、藤山外務大臣が、去る十二月十二日の參議院外務委員會の答弁において、國連軍も在日米軍と同様に事前協議の対象となつてゐるけれども、それは、それ自体事前協議の対象にならなはいよりはよいとしても、この種の問題は、日米間で打ち合わせ、協議すべき事項ではなくて、國連と交渉すべきものと考えるのであります。この点、

藤山外相はいかなる考えを持つておられるのか、お伺いしたいのであります。

藤山外相の今までの言動を伺つておりますと、在日米軍が直ちに國連軍に肩がわりするかのやうにとれるのであります。吉田・アチソン交換公文を交換した講和条約締結當時と今日の事情は全く變つてゐるのであります。

朝鮮戦争は、國連軍と中共・北鮮軍との間の停戦協定によつて、事実上終つてゐるのであります。また、法律的には、一九五〇年七月七日の國連における安保理事會の決議や、同一年二月一日の國連總會の決議が生きた形式になつておりますが、三十八度線において戦争行為が再発することは事実上あり得ないと思ふのであります。

かりに、そのような事態が起こつたとしても、米軍の行動を直ちに國連の行動と認めるわけには参りません。かかる意味合いからいたしまして、不幸にも國連軍出動のような事態が起こりましても、國連で新たな決議が行なわれるのであつて、米軍の行動が直ちに國連の行動であるといふことはできないと思ふのであります。政府の見解はいかがであるか、伺いたいのであります。

われわれは、國連軍の立場における米軍の行動については、新安保条約では規制できないと存するのであります。が、政府はいかに考えるか。この吉田・アチソン交換公文の取り扱いについて問題を持ち出したのは、日本側であるか、それともアメリカ側であるか、お伺いをいたしたいのであります。

何ゆゑにこの点をお伺いするかと申しますと、安保改訂に關連してこの問題を取り上げるとは、藤山外相の答弁のごとく、米軍の行動を事前協議の対象にするためでありまして、かゝつて米軍に國連軍という便利な逃げ道を教えるものであつて、米軍行動の事前協議を根柢から底抜けにしてしまふものと思ふのであります。この点についても政府の見解をただしておきたいのであります。

日米安保条約を日米對等にするため、米軍の装備、出動・行動範圍について事前協議を行なうことにしたと言つてゐるのであります。在日米軍に、米軍と國連軍の二面性を与えるならば、國連加盟國としてこれに反對できないこととなり、國連軍の名において行動する場合は、事前協議は全く寢言にひとしくなるのであります。多数

国を対象とする国連軍の行動と米軍の行動とは全く別個の問題と知っていないが、これを持ち出すアメリカ側も、われわれとして全く納得がいかず、そこに何かがあるのではないかと疑いたくなるのであります。国連軍の問題を安保改定交渉で取り上げますならば、いわゆる国連軍の行動は朝鮮のみを対象としているのであり、一方、安保条約の、極東を戦行動の範囲とするこのたびの交渉とは、その行動範囲で大きな相違があり、かりに、台湾海峡に移動する場合も、国連軍の出動があり得る結果となるのであります。これは、日本から見ても不当であるばかりでなく、

国連から見ても、きわめて危険な事態を招くものといわねばなりません。世界が雪解けに向かいつつある今日の国際情勢のもとで、このようなことは断じて許されないのであります。国連軍のわが国における行動について、政府はどのように考えておられるのか、この点を伺いたないのであります。

最後に、わが国は、れっきとした国連加盟国の一員であって、国連軍の立場における米軍のわが国並びにその周辺における行動の規制については、新安保条約とは全然別個とすべきであり、新しい協定を国連と締結すべきで

あると存するのでありますが、その意思があるかどうかについて政府の所信をただしたいのであります。

終わりに臨みまして、総理並びに外務大臣は、本問題の処理いかんによってわが国の将来にきわめて重大なる危機を招集するおそれがある点を国民とともに深く憂え、その善処を強く要望いたしましたして、私の質問を終わります。(拍手)

#### 〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣(岸信介君) 吉田・アチソン交換公文は、御承知のように、現在の安保条約と一体をなして交換された公文であります。従って、今回、安保条約の改定交渉にあたりまして、この吉田・アチソン交換公文の効力等について、やはり、これを確認していくような交換公文を作る必要があるのではあります。先ほど米外務大臣がお答えしておられます、たとい国連軍であろうとも、日本に駐留しておる米軍は、新安保条約のもとにおいてその行動が規制されるのであって、域外に出ていく場合においては事前協議の対象になるという、この原則を、やはり明確にする必要があることは当然であらうと思ふのであります。しこうして、この吉田・アチソン交換公文は、先ほど外務大臣がお答え申し上げましたように、

今日の韓国における国連軍というものの成立、編成の初めからの経緯から考へまして、当然、統一司令部がアメリカのもとに作られる。これに対して兵力その他の支持を与えるということをして、各国がやっているわけでありまして、従って、国連と条約を結ぶべきものでなくして、この統一司令部を持つているアメリカと、各国はそれぞれ協定その他の方法を交換公文等によってすべきものであるということでありま

す。将来の問題に關しまして、言うまでもなく、この吉田・アチソン交換公文は、韓国における今日の国連軍の行動について、国連における決議が有効の限りにおいて存続しておるのであります。これが効力を失うというようなことになれば当然なくなるものであり、また、それ以外に、極東において、もし事態が起これ、国連軍が編成されるというようになりなすならば、そのときの事態において別に考へるべきものであって、この交換公文が当然そういふものにまで援用されるという性質のものではないのであります。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕  
○国務大臣(藤山愛一郎君) 先ほどの田中議員の御質問に対する御返事と、

今総理の答弁で、大体問題の御回答をいたしておると思ふのでありますが、つけ加えて申しておきますれば、一九五〇年の決議によります国連軍というもの、現在なお韓国におけるわけでありまして、十カ国の兵力がそこに駐屯しておるのであります。引き続き国連軍の行動というものは現に行なわれております。従いまして、吉田・アチソン協定によります日本のこの支持と、また、国連協定も存続しておるわけでありまして、これを認めていくというのが、今回の改正における一つの現状を認めていくという事実でございます。

それから、こういう協定は、アメリカとしないので国連としたいいいじやないかというのは、すでに先ほど申し上げましたように、一九五〇年七月の安保理事会の決議によりまして、憲章第七章三十九条によりまして、侵略と決定し、それをアメリカに対して包括的に一任して、アメリカが統合司令部を作つて、そうしてアメリカが大将になりまして連合国を組織したのであります。そのアメリカとこういう協定を結ぶことは当然合法的に行なわれることとでありまして、私も、その限りにおいて、国連とこういう協定をいたすことは考えておりません。(拍手)

○副議長(正木清君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後三時四十二分散会

#### 出席国務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君  
外務大臣 藤山愛一郎君  
農林大臣 福田 赳夫君  
通商産業大臣 池田 勇人君  
郵政大臣 植竹 春彦君  
労働大臣 松野 頼三君  
出席政府委員

法制局長官 林 修三君  
総理府総務長官 福田 篤泰君  
外務省アメリカ局長 森 治樹君  
大蔵政務次官 奥村又十郎君  
厚生政務次官 内藤 隆君  
運輸政務次官 前田 郁君  
郵政大臣官 島山 一郎君  
房文書課長

#### ○朗読を省略した議長長の報告

(会期延長議決通知)  
一、去る十一日本院は第三十三回国会の会期を十二月十五日から十二月二十七日まで十三日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

昭和三十四年十二月十六日 衆議院會議第十九号 朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十一日松野参議院議長から加藤議長宛、参議院は国会の会期を十二月二十七日まで十三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本学校安全会法

(要求書受領)

一、今十六日、内閣から、漁港審議会委員に小田賢郎君、鮫島茂君、井出正孝君、齋藤静脩君、原捨思君、室崎勝造君、佐野寅雄君及び瀧淵熊雄君を任命したので、漁港法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十六日、内閣から、鉄道建設審議会委員に佐藤博夫君、鈴木清秀君、今里廣記君、關桂三君、楠見義男君、酒井杏之助君、今野源八郎君及び平山復二郎君を任命したので、鉄道敷設法第六条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十一日社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 八木 一男君(理事小林進君去る十一日理事辞任につきその補欠)

一、昨十五日農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田口長治郎君(理事野原正勝君昨十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

下平 正一君

社会労働委員

多賀谷貞稔君

農林水産委員

栗原 俊夫君

稲 兼次郎君

建設委員

河野 密君

議院運営委員

天野 光晴君

椎熊 三郎君

今松 治郎君

一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員

山口シヅエ君

河野 密君

予算委員

河野 密君

決算委員

森本 靖君

一、昨十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

堤 ツルヨ君

農林水産委員

三和 精一君

栗林 三郎君

栗原 俊夫君

通信委員

池田 禎治君

予算委員

實川 清之君

決算委員

栗林 三郎君

日野 吉夫君

(常任委員補欠選任)

一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

小澤 貞孝君

社会労働委員

河野 密君

農林水産委員

實川 清之君

西村 関一君

建設委員

予算委員

多賀谷貞稔君

議院運営委員

池田 清志君

今松 治郎君

椎熊 三郎君

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員

森本 靖君

吉川 兼光君

予算委員

吉川 兼光君

河野 密君

決算委員

山口シヅエ君

一、昨十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

池田 禎治君

農林水産委員

加藤 精三君

栗原 俊夫君

栗林 三郎君

通信委員

堤 ツルヨ君

予算委員

栗林 三郎君

河野 密君

天野 光晴君

今松 治郎君

一、去る十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

(特別委員辞任)

科学技術振興対策特別委員

辻原 弘市君

松前 重義君

飛鳥田一雄君

神近 市子君

科学技術振興対策特別委員  
辻原 弘市君 松前 重義君  
飛鳥田一雄君 神近 市子君  
石川 次夫君  
一、去る十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。  
科学技術振興対策特別委員  
神近 市子君 飛鳥田一雄君  
石川 次夫君 辻原 弘市君  
松前 重義君  
(回付議案受領)  
一、去る十一日参議院から回付された本院提出案(第三十二回国会及び第三十二回国会本院継続審査)は次の通りである。  
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案  
(議案通知書受領)  
一、去る十一日参議院において、第三十二回国会及び第三十二回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
日本学校安全会法案  
(緊急質問提出)  
一、今十六日提出した緊急質問は、次の通りである。

新安保条約草案における在日米軍  
の域外出動の取扱ひに関する緊急  
質問(田中稔男君提出)  
国連軍と安保改訂との關係に關す  
る緊急質問(内海清君提出)

衆議院會議録第十七号中正誤

ページ 行 誤 正

三〇七 二 一五 リール ルール

三〇八 四 終わり 三 政府・与党 政府与党  
から

昭和三十四年十二月十六日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十四年十二月十六日 衆議院會議録第十九号

二四六

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定價 一部 十五円  
(但し良寛紙は二十円)  
(配達料共)  
発行所 東京都新宿区市谷本町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三二一(三台有線)